

阿波市 次世代育成支援行動計画

後期計画
平成 22 ~ 26 年度



平成 22 年 3 月



はじめに

我が国における少子高齢化の進行は、高齢人口の増加と年少人口の減少という人口構造の変化をもたらしており、次世代を担う人材の減少や経済社会の将来に与える影響が懸念されています。

こうした中、国では平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化に少しでも歯止めをかけるため、地方自治体や事業主に行動計画の策定を義務づけるとともに、国・地方・地域社会をあげて少子化対策に取り組む方向を打ち出しました。

本市におきましては、第1次阿波市総合計画わたしの阿波未来プラン「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」を市の将来像と位置づけ、「安全・安心のまちづくり」を基本目標にした子育て支援施策を積極的に推進しています。

特に、乳幼児等医療費助成事業の拡充や保育料負担の軽減等を重点施策に掲げ、子育て支援の充実したまちづくりに取り組んできました。

このたびの「次世代育成支援対策推進法」に基づく後期行動計画は、町村合併前の4町で平成16年度に策定した前期行動計画の基本理念を踏まえつつ、より効果的な取り組みを計画的に推進するための見直しを行い、新たに後期計画として策定したものです。

本計画は、地域主権を基本に官・民・中央・地方の役割分担を見直し、今後目指していく子育て支援のあり方や具体的な目標を定め、地域や家庭で子育てに夢を持ち、かつ、次代を担う子どもを安心して産み、育てることのできる社会の構築に向け、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的としています。

この計画の実現に向け、これまで以上に子育て支援事業の積極的な展開を図り、計画に掲げる「元気いっぱい 子どもの笑顔咲く まちづくり」を基本理念に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、市民・事業主の皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願ひいたします。

おわりに、この後期計画の策定にあたり、貴重なご意見ご提言を賜りました阿波市次世代育成支援対策行動計画策定協議会委員の皆様をはじめ、関係の方々に心から感謝申し上げます。

平成22年3月

阿波市長 野崎國勝

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 これまでの国の施策	2
(1) 少子化対策の経緯	2
(2) 「エンゼルプラン・新エンゼルプラン」	3
(3) 「次世代育成支援対策推進法」	3
(4) 少子化社会対策基本法「子ども・子育て応援プラン」	3
(5) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	4
(6) 「新待機児童ゼロ作戦」	4
(7) 「社会保障強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」	4
3 今後の国の動向	5
(1) 次世代育成支援対策推進法の改正	5
(2) 子ども・若者育成支援推進法	5
4 計画の期間	6
5 ニーズ調査について	6
(1) ニーズ調査の実施	6
(2) 調査の方法	7
(3) 調査の期間	7
6 他計画との関連	7
第2章 阿波市の子育てを取り巻く環境	8
1 阿波市的人口の推移	8
2 出生数の推移	9
3 合計特殊出生率	10
4 人口推計	11
5 人口推計(児童人口)	12
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 基本理念	13
2 基本的な視点	14
3 計画の内容に関する事項	14
4 基本目標	15
5 メインプラン	17
(1) 乳幼児等医療費助成事業の拡充	17
(2) 保育料負担の見直しに向けた取り組みの推進	17
(3) 出産祝金支給事業の充実	18
(4) 地域子育て支援センターの施設整備	18

(5) 放課後児童健全育成事業の施設整備	18
(6) 民間活力導入の推進	19
(7) 幼保一元化に向けた取り組みの推進	19
(8) ファミリー・サポート・センターの設置	20
(9) 病児・病後児保育事業の推進	20
(10) 食育の推進	21
(11) 小学校（英語）学力向上事業の充実	21
(12) 家庭の教育力の充実	22
(13) 地域の子育て力の充実	22
第4章 施策の展開	23
1 地域における子育ての支援	26
(1) 子育て支援サービスの拡充・推進	26
(2) 保育サービス等の充実	30
(3) 児童の健全育成の取り組みの推進	37
(4) 世代間交流の促進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進	39
2 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進	41
(1) 子どもや母親の健康の確保	41
(2) 食育の推進	45
(3) 思春期保健対策の充実	47
(4) 小児救急医療体制の充実	49
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	50
(1) 次世代の親の育成	50
(2) 就労意識の啓発、情報発信	50
(3) 安全等に配慮した教育環境の整備	52
(4) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備	53
(5) 家庭や地域の教育力の向上	55
(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	57
4 子育てを支援する生活環境の整備	58
(1) 良質な居住環境の確保	58
(2) 子ども等が安全・安心に通行することができる道路環境の整備	58
(3) 安心して外出できる環境の整備	59
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	61
(1) 女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等	61
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	62
6 子どもの安全の確保	63

(1) 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進	63
(2) 子どもを災害・犯罪等の被害から守るための活動の推進	64
(3) いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援	66
7 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進	67
(1) 児童虐待防止対策の充実	67
(2) 特別な支援を必要とする子どもの支援の充実	69
(3) ひとり親家庭等の自立支援	72
第5章 目標事業量	75
1 目標事業量	75
(1) 平日日中の保育サービス	75
(2) 夜間帯の保育サービス(延長、夜間、深夜、早朝等)	76
(3) その他	76
第6章 計画の推進	77
1 計画の周知	77
2 庁内推進体制の充実	77
3 市民・関係団体等との協働体制	77
第7章 参考資料	78
1 阿波市の花・木・鳥	78
(1) 市の花：コスモス	78
(2) 市の木：ケヤキ	78
(3) 市の鳥：ウグイス	78
2 用語解説	79

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、国・地方公共団体および事業主等が一体となって10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

この法律に基づき、町村合併前の各4町で子どもを安心して産み育てる社会の構築を重要な施策の1つとして位置づけ、子育て支援や働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また子どもたちの健全育成のためにさまざまな支援事業を展開しています。このことにより、子育て環境や支援体制を整備するとともに、家庭や地域の子育て力が高まるよう働きかけ、安心して子どもを産み育てることができる暮らしの実現を目指し、平成16年度に「次世代育成支援行動計画」（以下前期計画という（平成17～21年度））を策定しました。

前期計画の策定から5年目を迎え、これまでの施策の進捗状況を点検・評価しつつ、国において示された指針等を加味したうえで、より効果的な取り組みを計画的に推進するため見直しを行い、新たな次世代育成支援に向けて「阿波市次世代育成支援行動計画（後期計画（平成22～26年度））」を策定しました。

☆参考 次世代育成支援対策推進法第8条

（市町村行動計画）

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 これまでの国の施策

(1) 少子化対策の経緯



資料：平成21年度少子化白書

（2）「エンゼルプラン・新エンゼルプラン」

国は、平成2年の「1.57ショック」以来、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援等子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、平成6年に「エンゼルプラン」を策定し、平成11年度を目標として保育サービスの充実が進められてきました。平成11年のエンゼルプラン見直しでは、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定されました。

（3）「次世代育成支援対策推進法」

平成14年にまとめられた「少子化対策プラスワン」では、これまでの保育サービス中心の施策から、社会全体が一体となって総合的に取り組みを進めることとされました。

平成15年7月には地方自治体および企業における子育て家庭を支援するための10年間の取り組みを促進するために、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年から施行されています。同法は、地方自治体や企業が次世代育成支援のための取り組みを促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしています。

（4）少子化社会対策基本法「子ども・子育て応援プラン」

平成15年には「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年に、少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、「少子化社会対策大綱」が策定されました。また、少子化社会対策会議において、少子化社会対策大綱で掲げられた4つの重点課題に沿って「子ども・子育て応援プラン」が策定され、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示しています。さらに、平成18年に、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、「社会全体の意識改革」と、「子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充」という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げています。

(5) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平成 19 年には、「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が策定されました。

そこでは結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実のかい離に注目し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要であるとされています。

(6) 「新待機児童ゼロ作戦」

平成 14 年度から都市部の待機児童を解消するために推進された「待機児童ゼロ作戦」により、保育所の受入児童数を引き上げる等の対策を進めてきましたが、待機児童数は平成 20 年度に 1 万 9,550 人と 5 年ぶりに増加しました。そのため、国では希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会の実現のため「新待機児童ゼロ作戦」を掲げ、今後 10 年間において保育のサービスの質と量の充実・強化に取り組むこととなりました。

(7) 「社会保障強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」

平成 20 年 7 月には、緊急に対策を講すべき 5 つの課題について「社会保障強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」を取りまとめました。5 つの課題のうち 1 つの柱である『未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会』の実現に向けて「保育サービス等の子育てを支える社会基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進する施策が盛り込まれています。さらに、11 月には国民が希望と安心の持てるような社会保障制度のあり方という観点から社会保障国民会議が設置され、少子化対策として、子育て支援の社会的基盤の充実に向けて取り組んでいく視点が示され、「仕事と生活の調和」と「子育て支援の社会的基盤の拡充」を重要な取り組みとしています。

3 今後の国の動向

(1) 次世代育成支援対策推進法の改正

地域や職場における子育て支援を充実させるため、次世代育成支援対策推進法が改正され、平成21年4月に施行されました。

これにより、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について、事業主が策定する「一般事業主行動計画」は、301人以上の企業については、都道府県労働局への届出だけでなく、公表・従業員への周知についても義務付けとなりました。

また、平成23年4月1日からは、101人以上の企業についても、行動計画の策定・届出および公表・従業員への周知が義務となります。

行動計画策定指針についても、市町村行動計画の策定に当たっての基本的な視点に、「仕事と生活の調和の実現の視点」が追加されています。

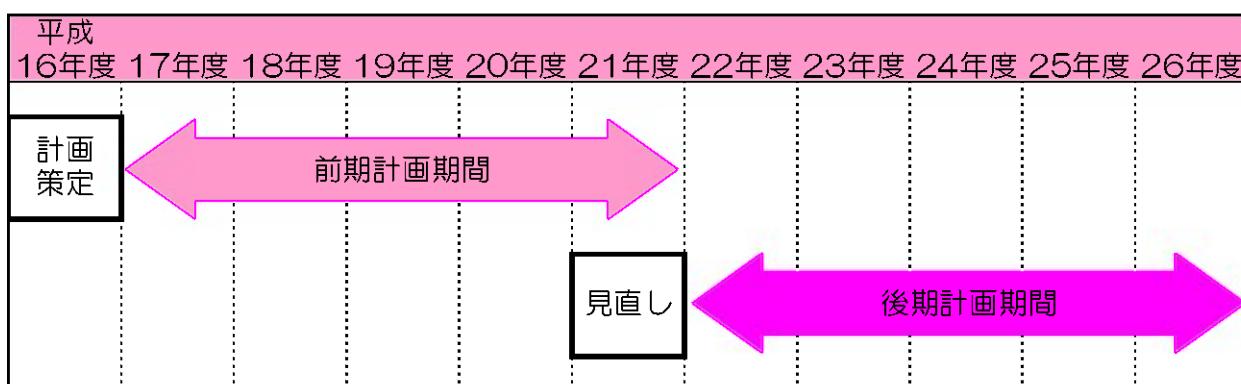
(2) 子ども・若者育成支援推進法

児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化や、ニートやひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患等子ども・若者の抱える問題の深刻化等の状況に対応するためには、従来の個別分野における縦割り的な対応では限界があることから、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が公布され、平成22年7月までに施行することが定められています。

「子ども・若者育成支援推進法」は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的としています。この法律では、乳幼児期から30歳代までの幅広い年齢層を対象としています。

4 計画の期間

次世代育成支援行動計画は5年を一期として策定するものとされており、前期計画は平成17年度から平成21年度までを計画期間としています。それを引き継ぐために策定する後期計画は、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度まで行った上で、平成22年度から平成26年度までを後期計画期間として、平成21年度に策定しました。



5 ニーズ調査について

(1) ニーズ調査の実施

前期計画の成果を検証するとともに、各種子育て支援サービスの利用状況をはじめ、市民の次世代育成に関するニーズを把握し、後期計画の策定に資することを目的として実施しました。

調査票配布数と回収状況については以下のとおりです。

	調査票配布数	有効回答数	有効回収率
0～5歳の児童	1,124票	602票	53.6%
小1～小3年の児童	768票	318票	41.4%
合計	1,892票	920票	48.6%

（2）調査の方法

小学校入学前児童の保護者および小学1年生～3年生の保護者を対象とした調査票を作成し、両調査ともに郵送で配布・回収しプライバシー保護のために無記名方式により実施しました。

（3）調査の期間

この調査は、平成20年12月17日～12月31日の間実施しました。

6 他計画との関連

「第一次阿波市総合計画」を上位計画とし、各種分野別計画との整合性を図りながら計画策定を行いました。

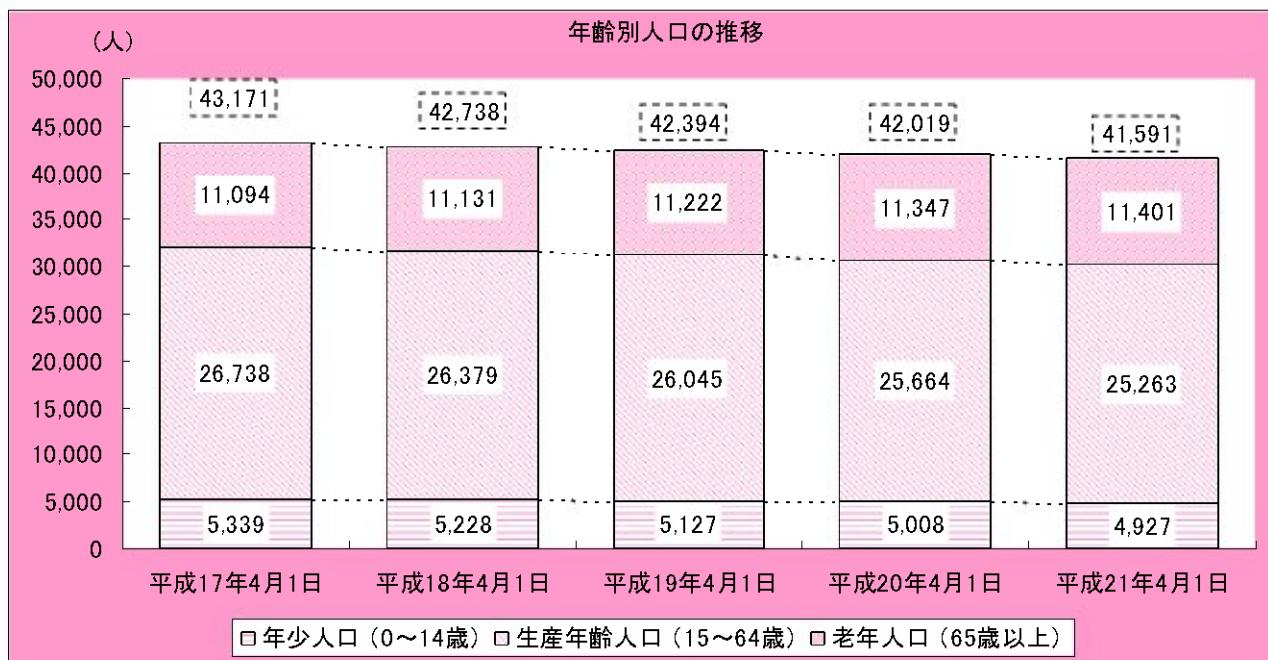


第2章 阿波市の子育てを取り巻く環境

1 阿波市的人口の推移

平成17年4月1日から平成21年4月1日までの人口の推移を見ると、総人口は年々減少傾向となっています。

年齢区分ごとに見ると、年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）では年々減少傾向となっているのに対し、老人人口（65歳以上）は増加傾向となっており、少子高齢化が進行しているといえます。



資料：住民基本台帳より

2 出生数の推移

平成 16～20 年度（各 4 月 1 日～3 月 31 日）の出生数を見ると、平成 20 年度では 259 人となっており、最も多い平成 18 年度の 307 人と比べて 48 人少なくなっています。



資料：住民基本台帳より

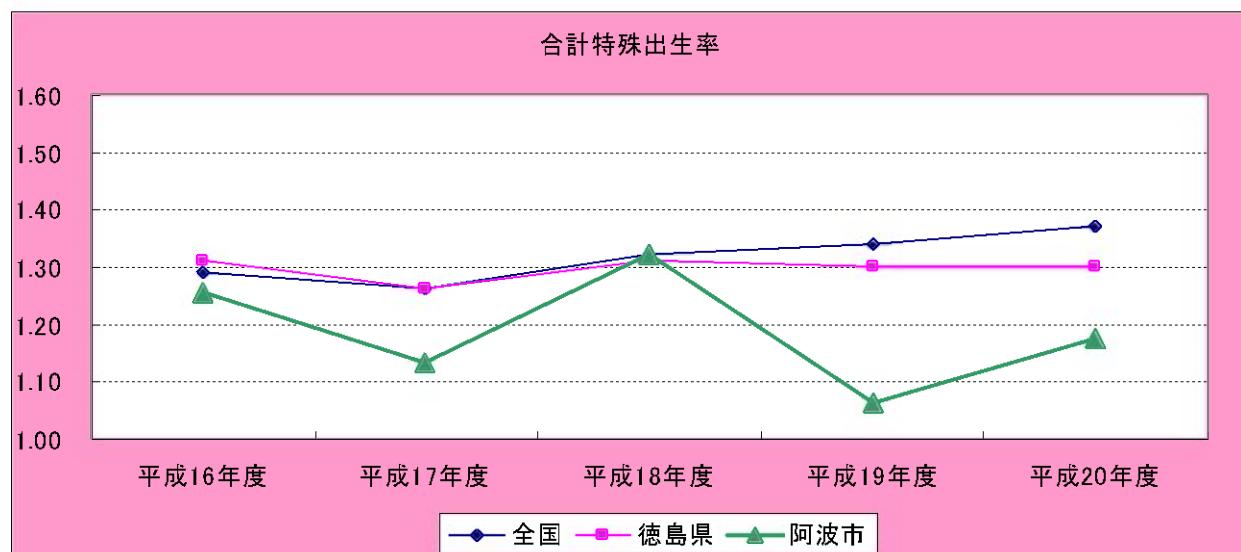


3 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

阿波市の合計特殊出生率は、平成20年度で1.17となっており、全国および徳島県より低くなっています。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
全国	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37
徳島県	1.31	1.26	1.31	1.30	1.30
阿波市	1.26	1.13	1.32	1.06	1.17



資料：厚生労働省人口動態調査および住民基本台帳より

4 人口推計

平成 17 年 4 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日までの人口をもとに、コードホート変化率法を用いて、平成 29 年 4 月 1 日までの人口推計を行いました。

総人口を見ると、年々減少傾向となり平成 29 年 4 月 1 日では 37,835 人と予測されます。

年齢区分ごとに見ると、年少人口（0～14 歳）および生産年齢人口（15～64 歳）では年々減少傾向となっているのに対し、老人人口（65 歳以上）は増加傾向となっており、さらに少子高齢化の進行がうかがえます。



資料：住民基本台帳より

※ コードホート変化率法とは

過去のデータ（住民基本台帳データ）から年齢階層別の変化率を算出して将来人口を推計するもので（変化率は自然増減・社会増減の合計）、各年齢別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させるため、地域の特性をより反映させた推計方法。

5 人口推計(児童人口)

人口推計結果を児童人口で見ると、0～17歳いずれの年齢においても減少傾向となっています。

平成29年で0～2歳児は617人(H21年4月1日現在819人)、3～5歳は730人(H21年4月1日現在874人)、6～8歳は826人(H21年4月1日現在1,037人)、9～11歳は878人(H21年4月1日現在1,094人)、12～14歳は961人(H21年4月1日現在1,103人)、15～17歳は1,044人(H21年4月1日現在1,183人)と予測されます。

[人口推計(児童人口)]

児童年齢	推計人口							
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0歳児	242人	233人	223人	217人	210人	201人	195人	187人
1歳児	273人	255人	246人	236人	230人	223人	214人	208人
2歳児	263人	281人	263人	254人	244人	238人	231人	222人
0～2歳合計	778人	769人	732人	707人	684人	662人	640人	617人
3歳児	309人	266人	285人	267人	258人	248人	242人	235人
4歳児	280人	311人	268人	287人	269人	260人	250人	244人
5歳児	313人	281人	313人	269人	288人	270人	261人	251人
3～5歳合計	902人	858人	866人	823人	815人	778人	753人	730人
0～5歳合計	1,680人	1,627人	1,598人	1,530人	1,499人	1,440人	1,393人	1,347人
6歳児(小1)	287人	315人	283人	316人	271人	290人	272人	263人
7歳児(小2)	340人	288人	316人	284人	317人	272人	291人	273人
8歳児(小3)	346人	339人	287人	315人	283人	316人	271人	290人
6～8歳合計	973人	942人	886人	915人	871人	878人	834人	826人
9歳児(小4)	352人	347人	340人	288人	316人	284人	317人	272人
10歳児(小5)	349人	355人	350人	343人	291人	319人	287人	320人
11歳児(小6)	384人	348人	354人	349人	342人	290人	318人	286人
9～11歳合計	1,085人	1,050人	1,044人	980人	949人	893人	922人	878人
6～11歳合計	2,058人	1,992人	1,930人	1,895人	1,820人	1,771人	1,756人	1,704人
12歳(中1)	366人	387人	351人	357人	352人	345人	293人	321人
13歳(中2)	368人	367人	388人	352人	358人	353人	346人	294人
14歳(中3)	366人	368人	367人	388人	352人	358人	353人	346人
12～14歳合計	1,100人	1,122人	1,106人	1,097人	1,062人	1,056人	992人	961人
15歳(高1)	365人	360人	363人	362人	383人	347人	352人	347人
16歳(高2)	377人	365人	360人	363人	362人	383人	347人	352人
17歳(高3)	401人	375人	363人	358人	361人	360人	381人	345人
15～17歳合計	1,143人	1,100人	1,086人	1,083人	1,106人	1,090人	1,080人	1,044人
12～17歳合計	2,243人	2,222人	2,192人	2,180人	2,168人	2,146人	2,072人	2,005人

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

核家族化や都市化の進行、女性の社会進出等による社会の変化や人間関係の希薄化が進むなかで、子育てを行う環境も大きく変化しつつあります。

阿波市次世代育成支援行動計画（前期計画）は、子どもが健やかで元気に成長できるよう、家庭や地域、学校等が、子どもが何を求めているか、子どもにとって何が必要なのかを考え、子どもの権利が尊重される新しい子育て支援社会を構築していくように策定されました。

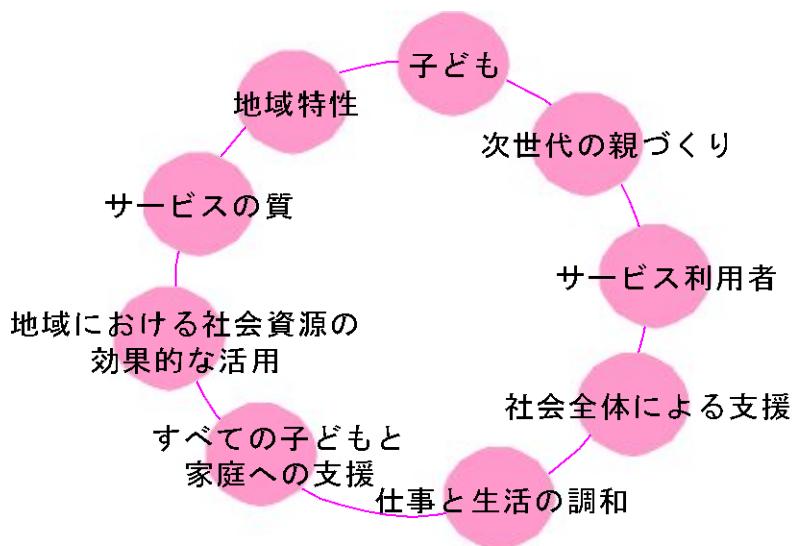
このたびの後期計画では、前期計画の基本理念および考え方を踏まえ、家庭や学校・地域社会・企業、行政等が役割分担をし、子どもたちが健全に成長できる環境を実現することが必要です。同時に、子ども自身が、自らの未来に希望を持って成長できるよう支援していくことも大切です。そのためには親をはじめ子どもたちを取り巻く大人たちが、子どもの権利を尊重し、子どもへの愛情をもって地域全体で支援していきます。

元気いっぱい 子どもの笑顔咲く まちづくり



2 基本的な視点

本計画の策定にあたっての「基本的な視点」として、下記の9項目を十分に踏まえながら計画を策定しました。



3 計画の内容に関する事項

次世代育成支援行動計画策定指針では以下の7項目について示されています。

本計画では、阿波市の実情に応じた施策の検討を十分に行い策定しました。

- ① 地域における子育ての支援
- ② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④ 子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進
- ⑥ 子ども等の安全の確保
- ⑦ 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

4 基本目標

基本理念

「元気いっぱい 子どもの笑顔咲く まちづくり」を実現するために、次の目標を定めます。

- ☆子どもの成長・発達を支え、安心して子育てのできるまちづくり
- ☆安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり
- ☆家庭・学校・地域が連携し、生きる力を育むまちづくり
- ☆子育ち、子育てにやさしいまちづくり
- ☆男女が子育てと就業を両立できるまちづくり
- ☆子どもが安心して暮らせるまちづくり
- ☆地域で子どもを守るまちづくり



メインプラン

●プラン1

子育て支援サービスの拡充等経済的支援

●プラン2

子育て支援拠点事業等の施設整備

●プラン3

保育サービスの向上

●プラン4

子育てと仕事の両立支援の推進

●プラン5

心身ともにたくましく成長する教育環境の整備

●プラン6

家庭・地域の子育て力の充実

5 メインプラン

子育てをめぐる阿波市の課題は、さまざまなものがあります。

これらを踏まえ、子どもをめぐる多岐にわたる施策のなかで、特に重点的に推進すべき取り組みを設定し、「メインプラン」として位置づけました。

メインプランは、本計画を進めるにあたって、阿波市の課題解決や他の施策への波及効果等から、特に優先的に進めるべき事業群として位置づけられるものです。

プラン1 子育て支援サービスの拡充等経済的支援

(1) 乳幼児等医療費助成事業の拡充

乳幼児等に係る医療費の一部を保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めています。

阿波市ではこの事業について、所得制限を撤廃し、常に先進的な制度拡充に取り組んできたことから、子育て支援策の充実したまちとしてのイメージが定着しつつありますが、さらに助成対象を拡大してほしいとの声を受け、助成対象者を12歳未満児から小学6年生卒業までに拡大しました。

今後は、ニーズに対応した制度拡充の可能性についても検討していきます。

(2) 保育料負担の見直しに向けた取り組みの推進

現在、保育料の世帯階層区分別基準額は、県下近隣市町村と比較して最も低く設定しています。また、児童の同時入所や多子世帯（18歳未満の児童が3人以上いる世帯）の減額等で保育料の軽減を図っています。

今後、階層区分等の見直しにより、なお一層の保育料負担の軽減を図ります。

(3) 出産祝金支給事業の充実

この事業は、新生児に対し出産祝金を支給することにより、出産を祝福し、将来における健全な家族構成および阿波市の人ロ増加に伴う活性化を目的とし該当者に支給しています。

現在、第1子3万円、第2子5万円、第3子10万円、第4子以降20万円の支給を行っています。特に第3子以降の支給額は、県下の事業実施市町村のうち最も高くなっています。

今後、社会情勢やニーズを把握しながら、出産祝金支給額の見直し等を検討していきます。

プラン2 子育て支援拠点事業等の施設整備

(4) 地域子育て支援センターの施設整備

この事業は、乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

阿波市において現在、市場子育て支援センター（市場保育所内）と土成子育て支援センター（土成中央保育所内）の2か所で、全域の事業を実施しています。

平成22年度からは、事業実施形態の改正等を受けることになります。改正後も事業を継続するため、市場保育所内で実施している支援センターを移転します。これに伴う移転先の施設整備を行い、保育サービス利用者の増加を目指し、さらに子育て支援の充実を図ります。

(5) 放課後児童健全育成事業の施設整備

保護者が労働等により日中家庭にいない児童に対し適切な遊びおよび生活の場を整備し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施しています。

この事業を展開している施設のうち、老朽化が激しく活動面積が狭い施設を新設整備し、安全安心な放課後児童の健全育成を充実します。

プラン3 保育サービスの向上

(6) 民間活力導入の推進

行政と民間との適切な役割分担の下、効率性、専門性や行政責任の確保を踏まえながら、市が管理・運営する児童福祉施設について、指定管理者制度の導入を推進します。

民間活力やノウハウを活用することで、保育サービス利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供ができるよう制度の導入を積極的に推進します。

(7) 幼保一元化に向けた取り組みの推進

乳幼児期における教育・保育のさまざまな課題を踏まえ、子どもの視点に立ち、子育て支援の一方策として幼保一元化に向けた取り組みを推進します。

幼保一元化とは、保育サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする政策のことです。

この政策により、幼稚園では、時間外(延長)保育が受けられ、満3歳未満の乳幼児も預ける事ができるようになります。逆に保育所の制度で見ると、従来入所条件として「共働き世帯」等の条件が緩和され、入所しやすくなる等、保育サービスの向上が期待できます。

安心して子どもを預けられる環境になるよう、関係機関等との連携を密にし、幼保一元化に向けた取り組みを推進します。



プラン4 子育てと仕事の両立支援の推進

(8) ファミリー・サポート・センターの設置

急速な少子・高齢化や核家族化および就労形態の多様化等により、さまざまな保育ニーズが必要とされているなかで、認可保育所等を補完し地域の人材を活用し、地域全体で互いに支えあって子育て支援を行い、地域における子育て支援および仕事と育児の両立等を図ることを目的とし、平成22年度から、周知・啓発を行うとともに、会員募集に努め、センター事業開始を目指します。

この事業の取り組みにより、子育て中の保護者（特に母親）が就労と育児を両立できるよう支援します。また、子どもを安全・安心に預けられるシステムが整備されることで、就労形態（勤務時間の延長等）がパート形態から正社員形態に変わることが期待できるため、保護者が安心して働くことができるよう、就労支援や子育て支援の充実を図ります。

(9) 病児・病後児保育事業の推進

保護者が就労している場合等に、乳幼児等が病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等で一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった乳幼児等への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境の整備と、児童福祉の向上を図ることを目的とし、体調不良型1か所、病児・病後児対応型1か所の整備に努めます。

この事業は保護者のニーズが特に高いため、子育て中の保護者（特に母親）の就労と育児を両立できるよう支援し、乳幼児等の健康推進にも大きく寄与できるよう子育て支援の充実を図ります。



プラン5 心身ともにたくましく成長する教育環境の整備

（10）食育の推進

“食”とは、生涯を通じて欠かせないものであり、生命を成り立たせ、健康を維持するために非常に重要なものです。

しかし、近年社会経済情勢や家庭環境の変化、ライフスタイルの多様化によって、食環境も大きく変わってきました。これらの変化に伴い、“食”をめぐる現状として、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安全性の低下、伝統的食文化の危機等のさまざまな問題が生じており、「健全な食生活」が失われつつあります。

家族揃って食事をし、食を通して会話やコミュニケーションをとることにより、「食事」＝「楽しい」を実感し、豊かな精神や人間性を育むことを目標に、食と健康の正しい知識の情報提供を行います。

また、地域の「食」を知ることは、「食」を通して地域を知ることでもあります。地域の特徴（よさ）を知ることで、地域への愛着を深め、次世代の育成につながるよう、地産地消の取り組みを推進します。

※平成22年度には、食育基本法に基づく食育推進基本計画を策定予定です。

（11）小学校（英語）学力向上事業の充実

国際感覚あふれる視野の広い人材育成に向け、市内にある10小学校すべてにおいて、市単独の英語教諭を配置し、重点的に英語教育の充実に努めています。



プラン6 家庭・地域の子育て力の充実

(12) 家庭の教育力の充実

家庭は子育ての基本的な場です。しかし、家族形態の変化や、価値観・考え方の変化等により、家庭教育力の低下が懸念されています。

こうした中、社会的マナーや善悪の判断力、思いやりの心等が十分身についていない子どもが増える一方で、子育てに自信の持てない親が増加しています。

家庭は、子どもがしつけや基本的な生活習慣やモラルを身につける教育の場であることを重視し、親がその役割と責務を自覚するきっかけとなるよう、家庭教育講座等学習機会の提供を図ります。また、親の育児・子育て不安等への対応は、電話相談やカウンセリング等の相談事業、家庭訪問事業の充実を図ります。

さらに、保健、教育、福祉等の各分野が連携し共通認識の下、役割分担をもって対応していきます。

(13) 地域の子育て力の充実

地域においては、少子・高齢化や核家族の増加に加え、ライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、地域の絆が希薄化するなかで、地域の子育て力、教育力も低下しつつあります。

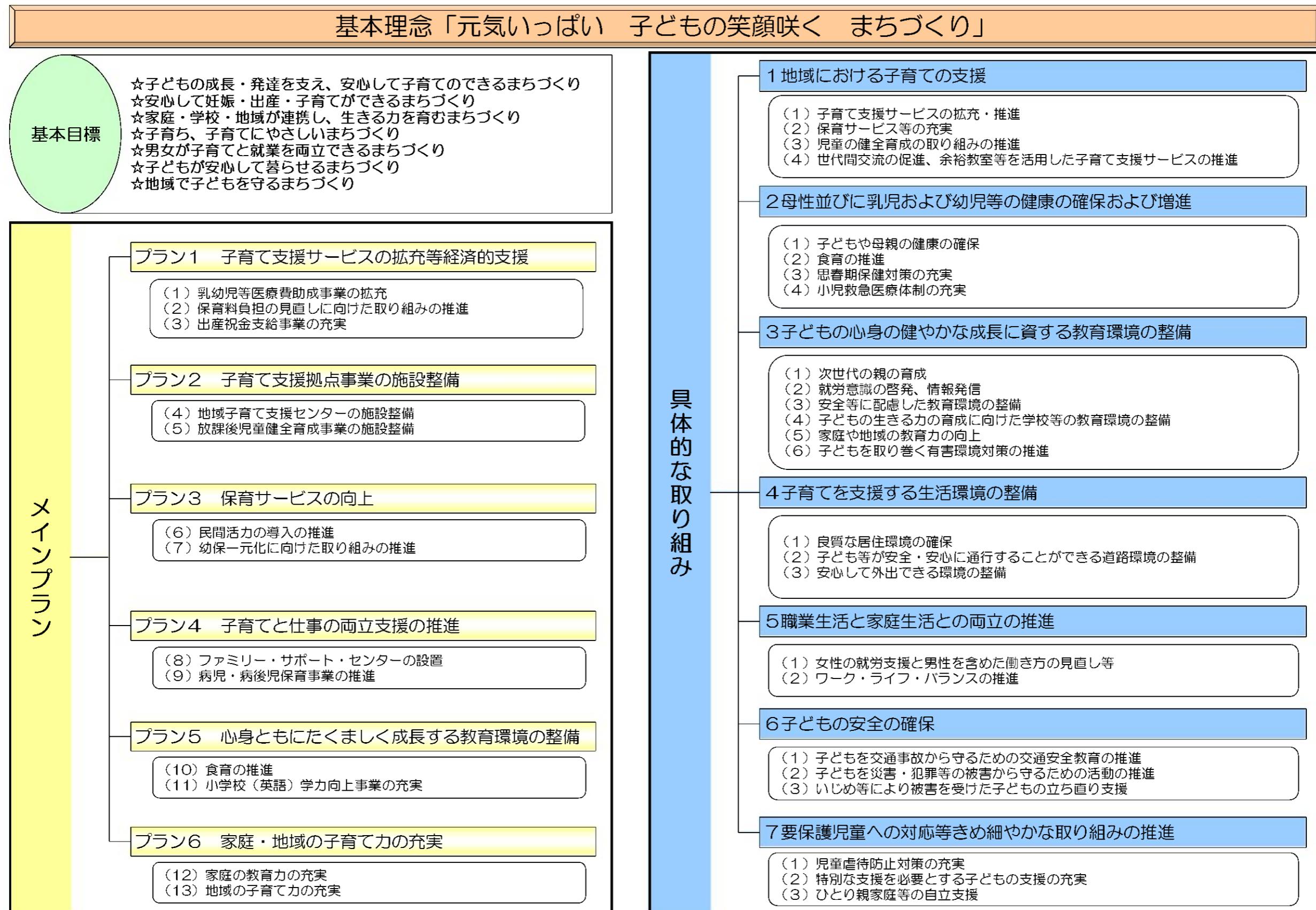
地域社会は教育の場であり、そのなかで、人とふれあいながら子どもは育ちます。また、地域社会も子どもによって活性化されます。

かけがえのない阿波市の子どもたちの成長を地域社会全体で見守っていけるよう、行政のみでなく関係機関と地域の方々との連携を一層密にし、地域が一体となった子育てに取り組みます。

さらに、地域の子どもを地域で育てる意識の定着を図り、地域の人材を活かした交流活動や体験活動の促進、公民館や空き教室等を活用した子どもの遊び・交流の拠点づくり、居場所づくりの充実、異世代間交流の促進、子育てサークルの相互連携の推進を図ります。

また、地域防災ボランティア活動の推進を図るなかで、子どもたちが地域の人々と触れ合い、活動を通じた情操教育や連帯意識の充実を図ります。

第4章 施策の展開



具体的な取り組み

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 職業生活と家庭生活との両立の確保
- 6 子どもの安全の確保
- 7 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

1 地域における子育ての支援

(1) 子育て支援サービスの拡充・推進

① 乳幼児等医療費助成事業 (※P17メインプラン1再掲)

乳幼児等に係る医療費の一部を保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めています。

【現在の状況】

阿波市ではこの事業について、所得制限を撤廃し、常に先進的な制度拡充に取り組んできしたことから、子育て支援策の充実したまちとしてのイメージが定着しつつありますが、さらに助成対象を拡大してほしいとの声を受け、助成対象者を12歳未満児から小学6年生卒業までに拡大しました。

[徳島県の基準と阿波市の制度拡充対照表]

変更時期	徳島県	阿波市
平成17年4月 (合併当時)	3歳未満の通院 6歳未満の入院 所得制限あり	6歳未満の入院および通院 所得制限なし
平成18年10月	7歳未満の入院および通院 一部自己負担あり	9歳未満の入院および通院 自己負担なし(市が負担)
平成20年10月	—	12歳未満の入院および通院 (制度適用率99%)
平成21年11月	小学3年生修了までの入院および通院	小学6年生卒業までの入院および通院

【今後の取り組み】

ニーズに対応した制度拡充の可能性についても検討していきます。

② **児童手当支給事業** （※平成21年度まで）

子育て家庭は、収入に占める養育費や医療費等の負担が高いことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当を支給し、子育て家庭の生活の安定に努めています。

【現在の状況】

平成18年度の法改正（所得制限緩和の改正）により、（平成18年4月から小学校修了前）対象人数が増加したため、現況届の件数が増加しました。

平成19年度法改正により3歳未満の第1・2子目の児童に対して月額5千円を加算する乳幼児加算制度が創設され対象人数が増加するなか、より効率的な事務処理ができるようシステムの改修を行いました。

しかし、子育てにかかる経費の増大や共働き世帯の増加、核家族化の進行といった環境の変化により子育てにかかる親の負担が増大しています。

【今後の取り組み】

③ **子ども手当支給事業** （※平成22年度から）

国の制度において、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、今までの「児童手当支給事業」にかわり、「子ども手当支給事業」が開始となります。（所得制限はありません）

子ども手当支給事業初年度である平成22年度は半額支給となるため、支給額は月額1万3千円となっていますが、平成23年度からの支給額は満額の月額2万6千円の予定となっています。（平成22年2月現在）

④ **出産祝金支給事業** （※P18メインプラン1再掲）

この事業は、新生児に対し出産祝金を支給することにより、出産を祝福し、将来における健全な家族構成および阿波市の人口増加に伴う活性化を目的とし該当者に支給しています。

【現在の状況】

現在、第1子3万円、第2子5万円、第3子10万円、第4子以降20万円の支給を行っています。特に、第3子以降の支給額は、県下の事業実施市町村のうち最も高くなっています。

【今後の取り組み】

今後、社会情勢やニーズを把握しながら、出産祝金支給額の見直し等を検討していきます。

⑤ ファミリー・サポート・センター事業（※P20メインプラン4再掲）

急速な少子・高齢化や核家族化および就労形態の多様化等により、さまざまな保育ニーズが必要とされているなかで、認可保育所等を補完し地域の人材を活用し、地域全体で互いに支えあって子育て支援を行い、地域における子育て支援および仕事と育児の両立等を図ることを目的とし、平成22年度から、周知・啓発を行うとともに、会員募集に努め、センター事業開始を目指します。

【現在の状況】

現在実施していないが、子育て世代の就労支援や保育ニーズの向上のため、センター設置に向けた準備を推進しています。

【今後の取り組み】

この事業の取り組みにより、子育て中の保護者（特に母親）が就労と育児を両立できるよう支援します。また、子どもを安全・安心に預けられるシステムが整備されることで、就労形態（勤務時間の延長等）がパート形態から正社員形態に変わることが期待できるため、保護者が安心して働くことができるよう、就労支援や子育て支援の充実を図ります。

⑥ 地域子育て支援拠点事業（※P18メインプラン2再掲）

この事業は、乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業とは、次の3つに分類されます。

<ひろば型>

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うちとけた雰囲気のなかで語り合い、相互に交流を図る場を提供するものです。

＜センター型＞

地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に根付いた地域支援活動を展開するものです。

＜児童館型＞

民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親等の当事者等をスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を展開するものです。

【現在の状況】

＜ひろば型＞

平成 17～20 年度は月 1 回子育て広場を開設し、参加者も 5 組から 20 組へと増加してきました。母親クラブの活動も行事の計画や準備等に保護者が加わるようになり、活発に活動しています。

＜センター型＞

土成子育て支援センターは、平成 17、18 年度は週 1 回、平成 19 年度は週 2 回、平成 20、21 年度は週 3 回と開催回数は増えています。また、参加者も 15 組から、平成 21 年度は 25 組以上の参加があり増加傾向にあります。

市場子育て支援センターも、在園児がいるため週 1 回の開催ではありますが、参加者は毎回 40 組以上あります。

平成 21 年度では、ボランティアの人達と関わった行事や、「ママさん講座」等を開設しています。また、オレンジクラブ（ママさんサークル）の活動もはじまりつつあります。

＜児童館型＞

児童館は、平成 21 年度から指定管理者制度の導入により、阿波市社会福祉協議会へ事業は受け継がれました。

【今後の取り組み】

平成 22 年度からは、事業実施形態の改正等を受けることになります。

改正後も事業を継続するため、市場保育所内で実施している子育て支援センターを移転します。これに伴う移転先の施設整備を行うことで、保育サービス利用者の増加を目指し、さらに子育て支援の充実を図ります。

(2) 保育サービス等の充実

① 通常保育事業

通常保育事業とは、保護者の労働または疾病等の事由により、保育に欠ける児童を保育所において、日中 8 時間程度保育する事業です。

【現在の状況】

平成 17 年度～21 年度、保育所待機児童は 0 人です。現在の保育所で受け入れは確保できていると考えられます。

「実施時間」

毎週月曜～金曜の、午前 8 時から午後 5 時 15 分まで

毎週土曜日の、午前 8 時 30 分から午後 12 時 15 分まで

・平成 20 年度利用者数（3 歳児未満） 309 人

・平成 20 年度利用者数（3 歳児以上） 384 人

【今後の取り組み】

今後、核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加、また就労形態の多様化等により、保育所への入所申込者数の増加が見込まれます。

特に、0 歳～1 歳までの乳児の入所申込者数の増加が見込まれるため、保育スペースの確保を推進します。

また、市が管理運営する保育所においては、指定管理者制度を導入することにより、保育サービスのより一層の充実を図ります。

・平成 26 年度目標事業量（3 歳児未満） 312 人

・平成 26 年度目標事業量（3 歳児以上） 333 人

② 延長保育事業

延長保育事業とは、保護者の就労形態の多様化、残業等でやむを得ない事情のため、延長保育が必要な児童に対し、通常の保育時間を延長して、午後7時まで保育する事業です。

【現在の状況】

平成18年度から市立保育所（11か所）で実施しています。
希望者については、現在100%受け入れができます。

「実施時間」

毎週月曜～金曜の、午後7時まで

- ・平成20年度利用者数（3歳児未満） 12人
- ・平成20年度利用者数（3歳児以上） 11人

【今後の取り組み】

今後、ますます保護者の就労形態の多様化が進行し、延長保育のニーズは増加が見込まれます。保護者のニーズに対応するため、事業の継続を推進します。

③ 夜間保育事業

夜間保育事業とは、開所時間が概ね午前11時から午後10時までの11時間を基本として実施されている事業です。

【現在の状況】

現在、保護者のニーズは少なく事業は実施していません。

【今後の取り組み】

今後、保護者ニーズの動向を図りながら対応します。

平成26年度の目標事業量として10人（1か所）の利用を目指します。

④ 休日保育事業

休日保育事業とは、就労形態の多様化に伴う日曜・祝日等の保護者の就労等により児童が保育に欠ける場合に保育を実施する事業です。

【現在の状況】

現在は実施していませんが、保護者のニーズは増加の傾向にあります。

【今後の取り組み】

今後、指定管理者制度の導入等の推進により、保護者ニーズに対応できるよう、保育サービスの向上を図ります。

平成26年度の目標事業量として20人（1か所）の利用を目指します。

⑤ 一時保育（一時預り）事業

一時保育（一時預り）事業とは、保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育および疾病等緊急時の保育を必要とする場合、一時的に保育を実施する事業です。

【現在の状況】

保護者の要望に対応し、年間20～25名の利用があります。

満1歳以上の乳幼児で、保育所開所日のうち毎週月曜～金曜の午前8時～午後5時まで実施しています。

＜非定型的保育サービス＞

保護者の就労、職業訓練、就学などにより、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育サービスです。

現在、週3回程度（1か月12日を限度）実施しています。

＜緊急保育サービス＞

保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭などやむを得ない事由により、緊急または一時的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育サービスです。

現在、2か月を限度とし保育を実施しています。

【今後の取り組み】

今後、就労形態の多様化等に伴うニーズに応じて、事業を継続します。

平成26年度の目標事業量として2,500日(10か所)の利用を目指します。

⑥ 特定保育事業

特定保育事業とは、児童の保護者がパートタイム等(1日当たり概ね3~8時間未満の勤務)の理由により、1か月当たり64時間以上、児童を保育することができないと認められ、かつ、同居している親族等いずれもが保育することができない場合に、保育所で預かる事業です。

通常保育を利用していない家庭において、一時的に利用することで安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上に資することを目的としています。

【現在の状況】

現在この事業は実施していませんが、通常保育事業および一時保育(一時預り)事業において同様のサービスを実施しています。

【今後の取り組み】

今後もニーズの動向を図りながら通常保育事業および一時保育(一時預り)事業において対応していきます。

⑦ 病児・病後児保育事業（※P20メインプラン4再掲）

保護者が就労している場合等に、乳幼児等が病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等で一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった乳幼児等への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境の整備と、児童福祉の向上を図ることを目的とし、体調不良型1か所、病児・病後児対応型1か所の整備に努めます。

病児・病後児保育事業は、次の2つに分類されます。

第4章 施策の展開

＜体調不良児対応型＞

体調不良児の保育については保護者が行うことを原則としていますが、保育所に入所の児童が保育中に熱を出す等体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、保育所に配置された看護師が児童の保育にあたる緊急当日対応事業です。

＜病児対応型・病後児対応型＞

保育の実施を受けている児童等が病気の回復期、または回復期に至らない状態にあり、集団保育の困難な期間において、保護者の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事由により、家庭での保育が困難な場合に一時的に児童等を預かる事業です。

【現在の状況】

現在は実施していませんが、保護者のニーズは高く、事業実施に向けた検討を行っています。

【今後の取り組み】

平成 22 年度から、周知・啓発また検討委員会等を設置し、平成 26 年度までに、設置に向けた方向性等を検討します。

この事業は保護者のニーズが特に高いため、子育て中の保護者（特に母親）の就労と育児を両立できるよう支援し、乳幼児等の健康推進にも大きく寄与できるよう子育て支援の充実を図ります。

平成 29 年度の目標事業量として体調不良型 730 日（1か所）、病児・病後児対応型 730 日（1か所）の利用を目指します。

⑧ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）とは、保護者の恒常的な残業等により夜間や休日に養育が困難になった場合、児童養護施設等の児童福祉施設において、一定の期間養育・保護する保育サービスです。

【現在の状況】

この事業は、平成 17 年 4 月の合併当初から実施しています。

利用者からの申請があれば、すべて決定しているため、事業の目標については 100% 達成できています。

- ・平成 20 年度実績 1 か所（1 人）、委託施設 5 か所

【今後の取り組み】

今後も事業は継続して実施します。

実施するにあたり、委託先施設 5 か所について、すべてが市外の施設であるため、市内の関係機関に事業内容の理解を求め、市内での委託を推進していきます。

平成 26 年度の目標事業量として、3 人（5 か所）の利用を目指します。

⑨ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）とは、保護者の疾病、出産、恒常的な残業等により養育が困難になった場合、児童養護施設等の児童福祉施設において、一定の期間養育・保護する保育サービスです。

【現在の状況】

この事業は、平成 17 年 4 月の合併当初から実施しています。

利用者からの申請があれば、すべて決定しているため、事業の目標については 100% 達成できています。

- ・平成 20 年度実績 1 か所（1 人）、委託施設 6 か所

【今後の取り組み】

今後も事業は継続して実施します。

実施するにあたり、委託先施設 5 か所について、すべてが市外の施設であるため、市内の関係機関に事業内容の理解を求め、市内での委託を推進していきます。

また、対象者に対する周知・啓発等により、保育サービスの利用を促進します。

平成 26 年度の目標事業量を 6 か所とします。

⑩ 幼稚園での預かり保育事業

幼稚園での預かり保育とは、教育課程に係る教育時間の終了後、地域の実態や保護者の要請に応じて希望者を対象に行う教育活動で、夏休み等の長期休業中も保育するサービスです。

【現在の状況】

平成18年度から、市立幼稚園で預かり保育を実施しています。

平成21年度から、新教育要領に基づく教育課程の編成、指導計画作成等、新教育要領完全実施に向け全園で推進しています。

【今後の取り組み】

今後、幼稚園教育の基本を踏まえ、幼児の生活全体が豊かなものになるよう幼児期の教育支援の充実を図ります。

より豊かな幼児教育に努めるために、さらに専門性を高め、研修会を実施します。

また、幼稚園の学びと育ちを小学校につなげていくために、家庭・地域との連携を図り、幼稚園教育の充実を図ります。



（3）児童の健全育成の取り組みの推進

① 放課後児童健全育成事業 （※P18メインプラン2再掲）

放課後児童健全育成とは、保護者が労働等により日中家庭にいない、概ね10歳未満の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等の児童厚生施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。（児童福祉法第6条の2第2号）

【現在の状況】

この事業は、市が実施主体となり、市内の幼稚園、小学校に在籍する児童を対象に、放課後等において放課後児童クラブ・学童保育所を開設するものです。

現在、小学校区を1単位とし、7か所で実施しています。7か所のうち6か所は団体に委託しており、残り1か所についても委託について検討しています。

市内の小学校数は10校であり、放課後児童クラブを設置していない小学校には児童館を設置し、人数、設置か所数ともに充実しています。

【今後の取り組み】

今後は、設置している7か所すべてを団体に委託し継続実施します。

また、現在実施している施設のうち、老朽化が激しく、活動する面積が狭い施設を、新設整備し安全安心な放課後児童の健全育成を図ります。

② 健全育成の環境づくり

子どもを取り巻く状況は、いじめ、不登校、引きこもり、少年犯罪の凶悪化や増加等さまざまな問題が発生しています。また、連れ去り、誘拐等で子どもが被害に遭う事件も多発しており深刻な社会問題となっています。

本市では、阿波市青少年育成センターを核に、子どもの生命に関わる犯罪行為の予防に取り組む事柄を最優先課題と考え、地域住民の防犯意識を高め、関係機関と連携を密にとりながら安全なまちづくりのための活動を推進しています。

また、補導活動や環境浄化活動を行うとともに、子どもの健全育成を図るための活動を積極的に推進しています。

【現在の状況】

阿波市青少年育成センターと学校、警察、家庭、地域が緊密な連携を図り、各関係機関や団体の協力を得て、一斉街頭補導や、長期休みや祭事催しの際の特別合同補導等、子どもを犯罪や事故から守る活動を実施しています。

また、子どもや保護者からの悩みごと相談や学校の登下校時のパトロール、非行防止の標語・ポスターを募集し啓発用カレンダー・看板等を作成し、健全育成の環境づくりを推進しています。

【今後の取り組み】

今後も事業は継続して実施します。

社会的な連帯感等、人間として成長するためには、豊かな心を育み、それぞれの個性を發揮し、自立心に満ちあふれたたくましい心をつくることが必要であり、子どもたちが多様な人間関係のなか、社会性を培っていくためのより良い環境づくりを一層推進します。

③ 人材育成

子どもの健全育成や地域における子育て支援活動に携わる、子育てボランティアや青少年リーダーを育成するため、野外活動やボランティア講座・講習会等の実践に取り組んでいます。

【現在の状況】

小学校体験事業や中学生による職業体験事業等を通じて、各種研修支援を行うことで、人材育成に努めています。

【今後の取り組み】

今後、保護者や家庭・その他の場において、子育ての意義が十分理解され、子育ての喜びを実感できるような取り組みを推進し、人材育成に努めます。

（4）世代間交流の促進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進

① 世代間交流の促進

地域において子どもたちとさまざまな世代の人々が交流することは、子どもたちが自立心と社会性を育む大切な機会となります。

幼児・青少年期における乳児や高齢者との交流・ふれあいは、子どもを産み育てるこの喜びやいたわりを肌で感じる機会になる等、人間形成過程において重要なことのひとつです。

この世代間交流を通じて、子どもたちと高齢者や地域のボランティアが関わることで、子育て支援の促進を図ります。

【現在の状況】

保育所では、子どもと高齢者の間の交流を中心とした世代間交流を促進するため、世代間ふれあい交流会、戦争体験を語り継ごう、おじいちゃんおばあちゃんと童謡を歌おう等を実施しています。また、老人クラブと合同行事（夏まつり、運動会、もちつき、クリスマス会等）の実施や、老人ホーム訪問等を実施しています。

さらに、子ども会の加入率の向上や指導者育成等を通じて子ども会活動の活性化に取り組むとともに、小中学校と保育所、幼稚園との交流の促進等、地域や教育機関における子どもの異年齢交流の機会の拡大を図ります。こうした世代間・異年齢交流を通じて、子どもを地域の一員として認識し、地域ぐるみで子育てを支える意識の向上につなげていきます。また、N P O 等と地域の係わりを積極的に支援しています。

【今後の取り組み】

今後、事業は継続して実施しますが、事業の内容についてより効果的な内容を検討し、実施します。

② 幼稚園や学校の地域開放

学校が地域交流の拠点として機能することで、地域コミュニティの形成が促進され、子どもの健全育成や学校教育活動に対する地域住民の理解と協力が深まることが期待されます。

この観点から、学校の地域開放「開かれた学校」を推進しています。

【現在の状況】

地域の交流を促進し、子どもの健全育成につなげるため、校庭や園庭等の開放等幼稚園や学校の施設を活用した取り組みについて、機会の拡大等事業の実施を図っています。

平成18年度は、未就園児の親子を対象に幼稚園開放を行い、在園児の弟や妹に声かけをすることから始め、口コミで広まり、参加人数は増加しました。

【今後の取り組み】

今後も引き続き、未就園児の親子に幼稚園開放を行います。

幼稚園を開放するなかで、未就園児が幼稚園児と一緒に遊び、子育て支援も行えるような人間関係をつくり、幼稚園開放の充実を図ります。

また、保護者や地域住民に講師やボランティアとして保育事業や学習の場に参加してもらう等、学校の地域開放を通じて子育て支援体制の充実を図ります。



2 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

① 妊産婦、乳幼児相談

妊娠婦に対しては、妊娠高血圧症候群等の予防や妊娠中の健康管理に関する相談を、また乳幼児に対しては、発育状況に関する育児、栄養等の相談を実施しています。

【現在の状況】

現在、妊婦相談は年3回、乳幼児相談は年24回、訪問・電話相談は随時相談を行っています。

利用者は年々増加傾向となっており、専門職の人員不足により待ち時間が長くなったり、事業で専門職が不在のため電話対応に時間がかかりといった問題がありますが、相談に来たのがきっかけとなり、母親同士の交流の場や情報交換の場となっています。

また、対象者の必要に応じて家庭訪問も行っています。

【今後の取り組み】

今後、電話相談に適切な対応ができるような人員配置を検討します。

また、乳幼児相談を乳児健診後に行うことで、相談に来やすい環境となり、子どもの年齢が近い親同士の交流の場や情報交換の場となるよう努めます。

育児のことで不安や悩み等があれば、電話相談や訪問を通して、悩みの軽減を図っていきます。

② パパママ教室

核家族化が進行するなかで、妊娠、出産、育児に関する正しい知識を持つことにより、安心して子育てができるよう住民、地域、行政等各機関と連携して事業の推進を図っています。

【現在の状況】

妊娠、出産、育児の知識をより深めてもらうため、また妊婦同士の仲間づくりや交流の場として、各関係機関との連携により充実したパパママ教室を開催しています。

母親が負担や不安を抱え込まず子育てができ、両親一緒に子どもを育てられるよう父親にも育児参加が求められており、男性も含めた一層の参加を促しています。

現在、平日で年3回パパママ教室を実施していますが、仕事がある妊婦や家族は参加者が少ない状況となっています。

- ・ 平成19年度教室参加率：12%
- ・ 平成20年度教室参加率：14%

【今後の取り組み】

今後、パパママ教室の参加者を対象に、教室の感想や要望についてのアンケートを行い、その結果を参考に新たな内容や改善ポイントを見直し、住民が参加しやすい教室づくりに努めます。

③ 乳幼児健診の充実

病気の予防と早期発見、そして乳幼児の健康保持と増進を目的に実施しています。

さらに、最近の乳幼児健診では、従来の疾病指向の考え方から一歩進んで、核家族化や少子化の進行、若年両親の子育て不安や育児に関する悩み等の問題対処等、心身ともにより健康にという健康指向の取り組みを行っています。

【現在の状況】

乳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に医師の診察と育児、栄養等に関する相談、指導を実施しています。

また、発育・発達や保護者の育児不安等、さまざまな面からも子育てをバックアップするとともに、さらなる健診受診率の向上に努めています。

各種健診の実施状況は次のとおりとなります。

[乳児健診受診状況]

	H17	H18	H19	H20	H21
延受診者数	496	483	500	524	530

[1歳6か月児健診受診状況]

	H17	H18	H19	H20	H21
対象者数	286	289	287	295	260
受診者数	270	276	255	261	234
受診率	94.4	95.5	88.8	88.4	90.0

[2歳児健診受診状況]

	H17	H18	H19	H20	H21
対象者数	304	289	294	291	292
受診者数	239	253	241	254	263
受診率	78.6	87.5	81.9	87.2	90.0

[3歳児健診受診状況]

	H17	H18	H19	H20	H21
対象者数	300	291	287	310	282
受診者数	242	254	250	253	240
受診率	80.6	87.2	87.1	81.6	85.0

[股関節脱臼健診受診状況]

	H17	H18	H19	H20	H21
延受診者数	271	274	243	246	250

【今後の取り組み】

今後、未受診者の把握、健康状態の明確化、きめ細かい指導等を行っていきます。

特に未受診者に対しては、電話による連絡や家庭訪問を実施し、関係機関と連携を図り、さらなる健診受診率の向上を図っていきます。

また、乳幼児や保護者の負担を少なくするよう健診体制の強化を図り、より一層サービスの向上に努めます。

④ 家庭訪問

妊娠期から子育て家庭にかかわる母子に対し、さまざまな原因で養育が困難になっている家庭で、訪問指導の必要があると判断された乳幼児および保護者に対して、育児に関する知識や技術についての相談や指導を行い、母親の育児不安を軽減できるよう訪問活動の促進を図っています。

【現在の状況】

平成20年度は、延べ訪問数（妊婦、産婦、新生児、未熟児等）328人（訪問率：44.5%）に対して実施しています。

訪問率50%を目標に実施しており、初産および第2子以降でも低体重出生、身体的な問題や母親の子育てに対する不安が大きい等を優先して訪問し、支援を行っています。

平成21年度から、新たに次の2つの事業を開始しています。

＜こんにちは赤ちゃん事業＞

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育て中の保護者の孤立化を防ぐために、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることで、地域のなかで子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

＜養育支援事業＞

養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、対象家庭の養育について支援を行っています。

【今後の取り組み】

今後、育児経験の有無に関わらず、子育ての方法（哺乳状況、授乳の仕方、抱き方、母体の食事、生活管理、沐浴方法等）に対して、余分なストレスや過度な疲れ、不安等を抱えている人も少なくはないことから、「母子保健事業における健診・相談・訪問指導」「こんにちは赤ちゃん事業」「養育支援事業」等と各事業との連携を図りながら、切れ目ない支援の充実を図ります。

また、支援者側の専門性の向上を図るとともに、困難事例、虐待等のケースを早期発見しやすいフローチャートを作成し、各関係機関と早期に連携、協働で動いていくことのできるシステム構築を図ります。

⑤ 育児教室（わくわく広場）

保育所に通っていない就学前の乳幼児および保護者を対象に、育児に対する不安や悩みを共有し、互いに相談できる場、子どもとの関わり方や遊び方を学ぶ場として実施しています。

【現在の状況】

参加者は年々増加傾向にあるものの、マンパワー不足のため教室の開催数が減少しており、平成17年度は年間22回（月2回）、平成18年度より月1回、平成21年度からは2か月に1回の開催となっていますが、保護者の不安や悩みを解消できる場として支援内容の充実に努めています。

【今後の取り組み】

今後、事業内容をより充実させ、学びの場の提供を継続します。

また、親子のふれあいの充実を図るために育児サークルの設置を推進していきます。

（2）食育の推進（※P21メインプラン5再掲）

① 食育の推進

“食”とは、生涯を通じて欠かせないものであり、生命を成り立たせ、健康を維持するために非常に重要なものです。

しかし、近年社会経済情勢や家庭環境の変化、ライフスタイルの多様化によって、食環境も大きく変わってきました。これらの変化に伴い、“食”をめぐる現状として、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向、食の安全性の低下、伝統的食文化の危機等のさまざまな問題が生じており、「健全な食生活」が失われつつあります。

家族揃って食事をし、食を通じて会話やコミュニケーションをとることにより、「食事」＝「楽しい」を実感し、豊かな精神や人間性を育むことを目標に、食と健康の正しい知識の情報提供を行います。

また、地域の「食」を知ることは、「食」を通じて地域を知ることでもあります。地域の特徴（よさ）を知ることで、地域への愛着を深め、次世代の育成につながるよう、地産地消の取り組みを推進します。

【現在の状況】

乳幼児期から、子どもの離乳食や幼児食の学習を通して、母親自身が食生活を見直し、「食べることは生きるための基本で、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないもの」という認識を持てるように、食を学ぶ機会として、離乳食講習、お母さんの栄養教室を実施しています。

3～4ヶ月児健診、3～5ヶ月児を対象とする離乳食講習、9～10ヶ月児健診と節目ごとにフォローできる場を設けており、平成20年度の離乳食講習会参加状況は、対象者 246 人に対し 168 人(参加率 68.3%)となっています。

また、平成20年12月に保育所で実施した「子どもの食事に関するアンケート」では、“朝食を欠食する”11.6%、“保育所から帰って夕食までに間食を食べる”82.2%、“夜9時以降に寝る”80.0%となっており、家庭食の内容も“魚に比べて肉を使用する頻度が多い”、“野菜不足”、“和食離れ”等から食生活の乱れがあることがうかがえます。また、保護者自身は食育についての意識は高いものの、食事づくりに悩みを抱えています。

【今後の取り組み】

今後、スタッフ数の確保に努め「参加しやすく相談しやすい」を目指し、環境整備を行います。

また、関係各機関との連携をより綿密に取り、食事の取り方や食習慣を見直してもらい、望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の構築と家族の関係づくりによる心身の健全育成に努めます。

※平成22年度には、食育基本法に基づく食育推進基本計画を策定予定です。

（3）思春期保健対策の充実

① 地域における性に関する正しい知識の普及

全国的に若年者の性感染症、性行動の活発化、望まない妊娠、人工妊娠中絶等が増加傾向にあります。

そのために、本市の現状把握に努めるとともに、自分や相手の身体について正しい知識を身につけ、自分で判断、自ら管理できるように「生」と「性」についての教育を推進します。

【現在の状況】

教育、医療、保健等の関係機関との連携により、思春期の子どもたちが性に関する正しい認識と理解、健康な生活と疾病の予防についての理解を深められるよう支援しています。

また、個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てています。

【今後の取り組み】

今後、児童生徒だけでなく、保護者にも正しい知識の普及・啓発を図っていきます。

また、将来にわたり学校教育において正しい認識と理解が得られるよう指導していきます。

② 生活習慣病予防対策

生活習慣病を予防するためには健康的な生活習慣を身に付けることが大切であり、大人になってから変えることはとても困難です。

そのため、生活習慣病予防対策は小児期からの食生活が重要視されておりますが、乳幼児期からの予防も必要であり、その対策として健康づくりのための正しい知識の普及啓発を図り、食事指導の推進を図ります。

【現在の状況】

現在、医師会、保健所等の関係機関や学校、家庭、地域の連携により、生涯を通じて健康で、活力のある生活を送るための基礎づくりができるように努めています。

平成21年度に久勝小学校で、糖尿病の現状についての講演会を行いました。

また、地域住民ボランティア団体の食生活改善推進委員（ヘルスマイト）は、市内各学校での調理実習を通じて、生活習慣病予防対策は小児期の食生活が重要であることの普及啓発を図っています。

【今後の取り組み】

今後も継続して実施します。

阿波市は、糖尿病罹患率が高いため、家庭や地域住民をはじめ各保育所、幼稚園、小、中学校と関係機関が連携し、より一層の予防対策の実施に努めます。

また、生活習慣病予防対策普及啓発事業を充実し、食育の推進を図ります。

③ 喫煙防止対策および薬物乱用防止対策

“未成年者の喫煙”、“薬物乱用”の根絶は、関係機関・団体が連携を密にし、相互に補完しながら総合的な対策を推進することが必要とされています。

そのため、医療・保健行政、児童福祉行政等の行政機関や地域ボランティア、民間団体等が連携して乱用防止対策を推進します。

【現在の状況】

医師会、保健所等の関係機関や学校、家庭、地域の連携により、未成年者の喫煙・飲酒防止や薬物乱用の防止に努めています。

平成20年8月に「第三次薬物乱用防止五か年戦略」が策定され、このなかで、喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性・危険性の啓発を継続するため、児童生徒の発達段階を踏まえ、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室の開催が示されたことにより、市内すべての小・中学校で喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室を開催しています。

平成21年11月には、「薬物乱用撲滅宣言」を行い、さらなる薬物乱用の有害性・危険性について啓発を行っています。

【今後の取り組み】

今後は、児童生徒だけでなく、保護者にも喫煙・飲酒・薬物乱用に対する正しい知識について指導していく必要があることから、将来にわたり継続して教室を開催し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止について指導していきます。

また、薬物乱用の根絶を目的とした「薬物乱用撲滅宣言のまち」を推進するため、関係機関・団体の連携をより密にし、総合的な対策を推進します。

さらに、薬物乱用防止啓発「ダメ。ゼッタイ。」の普及啓発を推進します。

(4) 小児救急医療体制の充実

① 小児救急医療体制の充実

子どもは体調が変化しやすいため、かかりつけ医を持つ家庭の増加をよびかけています。

また、休日診療、土曜の夜間診療はニーズが増加しているため、救急医療体制の充実も含め、緊急時の迅速な診療体制の確立に努めています。

【現在の状況】

平成19年6月16日には、保護者に的確にお応えするため、看護師や小児科医がアドバイスする「こども救急電話相談日」を拡大し、さらに平成21年11月1日には翌朝8時まで相談体制を拡大しました。

【今後の取り組み】

緊急重症の場合以外の相談ができる初期救急医療体制づくりの確立を行い、救急医療体制全体の充実・強化に努めます。

「徳島県こども救急電話相談」は利用件数が増加傾向にあるので、パンフレットを全児童に配布する等、かかりつけ医の協力を得た体制の構築を図り、救急医療の適正な受診について、広報啓発を積極的に行っていきます。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次世代の親の育成

① 道徳教育の推進

学校では人権教育の一環として男女共生教育や性教育を行い、道徳教育を実施しています。また、子どもの道徳化の形成に地域全体で取り組んでいます。

【現在の状況】

学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものです。また、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間および特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行っています。

【今後の取り組み】

教師と児童の人間関係を深めるとともに、生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、自然体験活動等の豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成を図っていきます。

(2) 就労意識の啓発、情報発信

① 就業観や勤労観の育成

社会全体の働き方の変化により、児童の就業観や勤労観にも変化がみられます。それらの望ましい形成のために、小・中学校を通して計画性のあるキャリア教育をさらに充実していきます。

【現在の状況】

学校・青少年育成センターを中心に、児童の健全育成を図るための活動として、関係機関と連携し、就業や自立支援に関する事業を実施しています。

【今後の取り組み】

児童の就業に関する教育は、引き続き重要であると考えられることから、自立支援活動の現地日数増加を検討し、各関係機関と連携を図りながら事業を進展させていきます。

② 総合学習等を活用した就業人講話

地域で実際に働く人に総合学習等へ参加してもらい、働く意義や日々の思い、体験談等の生の声を聞くことで、児童の社会性を養うとともに、地域産業への理解を促しています。

【現在の状況】

自然体験や職場体験活動、ボランティア活動等の社会体験、ものづくり、生産活動等の体験活動、観察・実験、見学や調査等の学習活動を取り入れ実施しています。

【今後の取り組み】

職業や自分の将来に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、自分自身を理解し、将来の生き方を考える等、学習活動の充実を図ります。

③ 情報発信

子どもたちが将来を考える上で、家庭教育の果たす役割は極めて重要です。親の働く姿を見ることや、親との日常的な会話を通して働くことに対する興味や関心が高まります。職業観や就労意識を自然に身につけていくことができるよう、地域に密着した情報提供を推進します。

【現在の状況】

学校・青少年育成センターを中心に、児童の就労意識の啓発等の情報発信を実施しています。

【今後の取り組み】

児童が求める情報を判断し、学校・青少年育成センターと関係機関が連携を保ちながら情報発信を行っていきます。

(3) 安全等に配慮した教育環境の整備

① 災害に強い教育施設の整備

子どもの安全を守るために、災害に強い教育施設の耐震整備等を充実します。また、災害時には地域住民の安全な避難場所としての役割を担うため、耐震整備にあたっては乳幼児や児童の安全にとどまらず、地域住民の安全に十分配慮した施設整備に努めます。

【現在の状況】

＜学校施設整備事業＞

構造耐震指標（Is値）が低い施設から優先的に整備を行い、耐震化を図っています。

【今後の取り組み】

子どもの安全・安心のため、また、地域住民の避難所という観点からも、義務教育施設の耐震補強整備をより一層充実します。

今後、年次的に整備計画に沿って推進します。

② 学校等の教育設備の整備

子どもの学習意欲の向上を図るため、特別教室の器具や機材等の整備を進めています。また、社会の変化に迅速に対応できる児童を育成するため、次代に適応したコンピュータ設備の整備を図り、円滑な授業の推進に努めています。

【現在の状況】

＜理科教育設備整備費補助金事業＞

計画的に特別教室の器具や機材等を購入し、設備整備を実施していますが、老朽化した設備器具等の整備を検討する必要があります。

＜教育コンピュータ整備事業＞

平成19年度と平成21年度の2か年で、市内小・中学校の教育コンピュータを更新し、円滑な授業の推進を図っています。

【今後の取り組み】

今後、整備した教育コンピュータにより、次代を担う児童の情報通信技術のレベルアップにつながるよう、コンピュータの活用をより一層推進します。

(4) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

① 確かな学力の向上

地域の人材を活かした学習や、指導方法の工夫・改善、体験的活動を重視した総合的な学習等を実施しています。

【現在の状況】

生徒の学力を単に特定の教科の知識として捉えるのではなく、思考力・判断力・表現力・学習意欲等も含めた総合的な力と捉え、全学年、全教科で取り組み、他の学習活動にも反映されています。

「学ぶ意欲」を引き出すための指導方法や教材の工夫および「分かる喜び」を実感できるような授業展開を考え、個々に応じたきめ細かい指導方法や指導体制の工夫・改善を図ることにより、学習効果の向上が期待されます。

【今後の取り組み】

個々に応じたよりきめ細かな指導と工夫した取り組みの継続に努めます。

また、複数教員での指導や少人数での指導を行い、一人ひとりの学力向上に努めます。

② 豊かな心の育成

全教育活動を通じた心の教育の推進や、体験学習を重視した総合的な学習等を行っています。

【現在の状況】

「人間を大切にし、心豊かにたくましく生きる子どもたちの育成」を目標に、地域とのふれあいを深め、体験学習を重視した学習を通して豊かな心を育むとともに、心の教育をすべての教育活動を通して推進しています。

これらの教育活動を通じて、児童相互・児童と教師の関係にあたたかさが感じられ、奉仕の心も育ちつつあります。

また、地域・保護者の支援や期待によって、地域の人々から大切にされているという意識が児童に芽生え、教育効果の向上につながっています。

【今後の取り組み】

物事に受け身で臨む傾向があることから、自立心や積極性を養うことが今後の課題となります。小さな成功体験を積み重ね自信を持たせるような取り組みを推進します。

③ 信頼される学校づくり

学校評議員制度や学校評価制度（外部評価・内部評価）をもとに、教師の資質向上に努めています。

【現在の状況】

常に学校評議員の建設的な意見を聞き、学校経営の計画や実施状況、課題について説明し、指導・助言を受け信頼される学校づくりに努めています。

評価結果を取り入れ日々の学校生活において授業力の向上に努めており、達成度は高くなっています。

【今後の取り組み】

学校評議員会の内容を学校だより等によって情報発信します。

また、意見を参考にして実施した各事業について報告、評価できるシステムの構築を図ります。教師の資質向上に一層努め、地域・保護者と連携しながら、児童の心の教育を推進します。

④ 幼児教育の充実

幼稚園と保育所、小学校等との交流や家庭との連携を図りながら、幼児教育の充実を推進します。

【現在の状況】

平成18年度から、全園において2年保育が実施され、さらに年長5歳児はすべて幼稚園に就園するようになり、充実した幼稚園教育を実施しています。

平成20年度からは、幼稚園における学校評価（外部評価・内部評価）を実施し、幼児教育の資質向上に努めています。

また、保育所、小学校、家庭や地域等との連携を図り、より豊かな幼児教育の充実に努めます

	4歳児		5歳児		合計	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数
一条幼稚園	1	13	1	29	2	42
柿原幼稚園	1	4	1	23	2	27
土成中央幼稚園	3	64	2	58	5	122
八幡幼稚園	1	2	1	19	2	21
市場幼稚園	1	24	2	39	3	63
大俣幼稚園	1	5	1	26	2	31
久勝幼稚園	1	4	1	20	2	24
伊沢幼稚園	1	12	1	29	2	41
林幼稚園	1	10	1	33	2	43
合計	11	138	11	276	22	414

(平成21年5月1日学校基本統計より)

【今後の取り組み】

幼稚園の学びと育ちを小学校へつなげていくための連携と、家庭・地域との連携をさらに深め、幼児教育の充実を図ります。

(5) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育への支援の充実 (※P22メインプラン6再掲)

家庭は子育ての基本的な場です。しかし、家族形態の変化や、価値観・考え方の変化等により、家庭教育力の低下が懸念されています。

こうしたなか、社会的マナーや善惡の判断力、思いやりの心等が十分身についていない子どもが増える一方で、子育てに自信の持てない親が増加しています。

家庭は、子どもがしつけや基本的な生活習慣やモラルを身につける教育の場であることを重視し、親がその役割と責務を自覚するきっかけとなるよう、家庭教育講座等学習機会の提供を図ります。また、親の育児・子育て不安等への対応は、電話相談やカウンセリング等の相談事業、家庭訪問事業の充実を図ります。

さらに、保健、教育、福祉等の各分野が連携し共通認識の下、役割分担をもって対応していきます。

【現在の状況】

家庭の重要性や役割を認識するため、保護者を対象とした子育て支援の講演会の実施やP.T.A.だより等による広報啓発活動の充実に努めるとともに、家庭教育学級の充実や学校・家庭・福祉部局等とのネットワークの構築に努めており、子どもの成長段階に応じた行政サービスを行っています。

また、小、中学生の不登校児童のための教育の場として、阿波っ子スクールを開設しており、農業体験、スポーツ体験学習等を行い、学校復帰に向けて支援しています。

【今後の取り組み】

今後も継続して実施します。

家庭、地域、学校、行政が連携し、すべての子どもを対象にして、安全、安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流等の取り組みを推進します。

② スポーツ・レクリエーションの環境づくり

子どもの心と体の成長の場として、各種スポーツ教室やキャンプ、野外でのレクリエーション、ハイキング、農業体験といった自然活動について、メニューの充実を図りながら実施しています。

【現在の状況】

平成18年度からチャレンジデーをきっかけとして、健康なまちづくりに向けた取り組みを行っています。

児童をはじめ市民の健康に対する意識を高め、日常生活における運動の必要性を実感し、市民の健康づくりや、まちの活性化を図っています。

また、マラソン大会をはじめ、市民が幅広く参加できる各種のスポーツ大会・イベントを開催しています。

健康な日々を送るため、スポーツ・レクリエーションを日常生活に取り入れ親しむ人口が近年増加していますが、平成21年3月末現在本市のスポーツ団体人口は、体育協会加盟14団体で3,369人、スポーツ少年団加盟46団体で844人となっています。

スポーツ・レクリエーションは、市民の体力づくりのほか、相互の交流により地域社会の結び付きを深める効果も期待されることから、さまざまな分野や年齢層にわたり、より多くの市民に参加してもらうことが課題となっています。

【今後の取り組み】

今後、事業は継続して実施し、団体や指導者の育成、阿波シティマラソン大会をはじめ市民が幅広く参加できる各種のスポーツ大会・イベントの開催・誘致や、スポーツ施設の整備・活用等の充実を図ります。

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

① 有害環境把握と対策

地域のコンビニや書店、販売施設設置者への働きかけと、有害街頭看板等の撤去活動等を通じて、地域における有害環境の把握や、インターネット上での有害情報対策について理解を深め、学校での有害環境対策にも努めています。

【現在の状況】

青少年育成センターと青少年に携わっている立ち入り調査員が連携をとりながら、地域のコンビニ、書店を訪問し直接聞き取り調査を実施しています。

また、市内4か所に設置している「白いポスト」を確認し、有害図書の回収を行っています。

【今後の取り組み】

今後も継続して実施します。

青少年育成センターと家庭や学校、地域との連携を一層強化し、有害環境把握とその対策に努めます。



4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な居住環境の確保

① 良質な住宅環境の整備

子育て世帯がゆとりある住宅環境のなかで安心して子育てができるよう、公営住宅の建替に際し、妊娠婦や子育て世帯にとって住みよい設備・機能等の整備を要望する等、県や関係機関に対して働きかけを行っています。

【現在の状況】

平成17年度に木造住宅16戸を建設し、市営住宅は現在73団地、1,053戸を管理運営しています。しかしながら、昭和40年代、50年代当初に建設したものが大半で、耐用年数を超えた住宅が全体の約6割を占めている状況となっています。

【今後の取り組み】

これから公営住宅は、住宅困窮者への供給という住宅政策の基礎的な役割を担うだけでなく、福祉施策との連携や子育て支援としての活用も期待されています。

今後、市営住宅の中長期的な活用計画を策定し、より効果的な住宅環境整備を図ります。

(2) 子ども等が安全・安心に通行することができる道路環境の整備

① 安全な道路交通環境の整備

子どもや妊娠婦が市内の道路を安全に通行できるよう、交付金を活用し、歩道、自転車道、幅の広い歩道、歩車共存道路の整備を行っています。

【現在の状況】

現在、未施工となっている区間については、市民に理解を求めています。

また、通学自転車、歩行者の安全確保のため自歩道の整備を推進します。

【今後の取り組み】

今後、整備に必要な財源を確保し、主要な道路の自歩道の未整備区間を解消するため事業の推進を図ります。

(3) 安心して外出できる環境の整備

① 公共施設の段差解消

子どもやその親、妊産婦等市民が安全に移動できるよう、段差解消等に取り組んでいます。

【現在の状況】

施設のバリアフリー化およびユニバーサルデザイン化、さらに2階建て以上の施設には、エレベーターの設置も望まれています。多くの施設では入口の階段横にはスロープが併設されていますが、エレベーターは少なくなっています。

学校施設については、耐震化とともに、バリアフリー化工事を実施しています。

【今後の取り組み】

施設を新築する際にはユニバーサルデザイン化を推進します。

当該部分改修の際にはバリアフリー化により、施設の段差解消を推進します。施設の構造によっては、バリアフリー化が困難な場合がありますが、課題解決に向けた取り組みの推進を図ります。

② 防犯灯の整備

防犯灯の設置、維持管理について地域の自治会等と協議し、安全・安心なまちづくりの推進に努めます。

【現在の状況】

設置要望のあった場所で防犯灯設置基準を充たしている場合は概ね設置できています。

維持管理において球切れ等による不点灯時に迅速に対応できるように努めています。

【今後の取り組み】

今後も継続して整備を図ります。

また、平成22年度には地域グリーンニューディール戦略支援を受け市内4地域の集会所や学校周辺・通学路に設置された防犯灯を長寿命、省電力のLED照明に取り換えていきます。



5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等

① 男性の働き方の見直しと子育て促進

男女共同参画社会づくりの基本理念のもと、家庭における家事等での母親の負担軽減を目指し、父親が子育てに積極的に参画する意識の啓発や子育てに関する情報提供等を行っています。

家庭における子どものしつけにおいて、父親の存在や役割が問われているなか、子どもに対するしつけへの父親の積極的な係わりの必要性等を啓発しています。

【現在の状況】

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって、社会のあらゆる分野における活動に参画できる社会を実現や、その基本的事項について審議するため、平成19年度に「阿波市男女共同参画推進委員会」を設置し、平成20年度には「阿波市男女共同参画基本計画」を策定しました。

【今後の取り組み】

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別に係わりなく、子育てと就業が両立できるまちづくりを目指し、「阿波市男女共同参画基本計画」のもと、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しや家庭生活・地域社会への男女共同参画の促進および多様なライフスタイルに対応した子育て支援策等の充実を図っていきます。



(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

① ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民1人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

次世代育成支援対策推進法の改正により、101人以上の事業所に対し、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等についての計画を策定することが義務付けられました。さらに、育児・介護休業法の改正により、育児休業の取得等に伴う苦情・紛争について調停制度や勧告に従わない場合の公表制度等が設けられる等、育児・介護に対する企業の責任は重くなっています。

【現在の状況】

ワーク・ライフ・バランスに対する取り組みは、労働者に対する福祉だけにとどまらず、良質な人材の確保、個々の人材のスキルアップ等による業績の向上や人材リスクの低減等、事業主側のメリットにつながるものです。また、個々の労働者に対し、現在、育児に携わっていない場合にも、将来育児や介護等に携わる可能性は高いということの認識を高め、ワーク・ライフ・バランス意識を職場全体に対し広めていくための啓発が必要であることから、企業・労働者の両側面からの働きかけを推進しています。

【今後の取り組み】

今後も、仕事と生活の調和の実現の視点から、子育てしやすいまちづくりを推進します。

6 子どもの安全の確保

（1）子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進

① 交通安全教育の推進

小学校の低学年児童に対する交通安全教室や、小中学校の保健体育科教科指導において交通安全の指導を深めていくとともに、阿波警察署や交通安全母の会、地域のボランティア等とも連携して交通安全教育を推進しています。

【現在の状況】

交通指導員および関係団体と連携した交通安全教育が市内小・中学校すべてにおいて実施されており、成果を上げています。

小学校中・高学年の児童には、自転車の正しい乗り方、ヘルメットの着用等についての指導を行い、交通安全に対する教育の推進を図っています。

【今後の取り組み】

今後、関係機関との連携により、交通安全教育の充実を図ります。

② チャイルドシートの購入補助金交付

乳幼児を交通事故等による死傷から守るために、購入日および申請日に阿波市の住民である満6歳未満の乳幼児と同居する者がチャイルドシートを購入した場合に、費用の一部を助成し、交通安全対策を図っています。

【現在の状況】

阿波市のチャイルドシート購入補助金は、購入金額（消費税を含む）の2分の1とし、5,000円を限度として実施しています。

【今後の取り組み】

今後も継続して実施します。

チャイルドシートの正しい着用を促し、乳幼児を交通事故から守る普及啓発を推進します。

(2) 子どもを災害・犯罪等の被害から守るための活動の推進

① 防災活動の推進

今後発生が予想される地震等の災害に備えた自主防災意識の高揚を、学校教育活動を通じ推進します。

【現在の状況】

市内各保育所、幼稚園、小学校、中学校で、災害時の事故を未然に防ぐため、避難訓練を実施し、避難経路等の確認をしています。

また、少年少女消防隊の活動もあり、日頃からの防災意識の向上に努めています。

【今後の取り組み】

今後も、避難訓練は継続し実施します。

また、地域の自治会等との協働で、自主防災組織のさらなる強化を図ります。

② 防犯活動の推進

学校と警察や関係機関等との連携を図り、犯罪の早期発見と迅速かつ適切な対応を行っています。

【現在の状況】

子どもたちが安心して教育を受けられるよう、地域のボランティア等を活用したスクールガードによる登下校時の巡回、警察の安心メールへの登録、子ども 110 番の家の設置、不審者情報の対応、地域安全マップの作成等、地域社会全体で学校安全に取り組んでいます。

【今後の取り組み】

学校と家庭の連携、地域社会の協力により、スクールガードの組織がネットワークをより広げ、より効果的なつながりを持つ安全体制をつくり上げていくことにより、子どもたちや地域の安全を図っていきます。

③ 地域での見守り活動の推進

青少年の非行防止と健全育成・安全確保のため、家庭・地域が一体となり、学校・青少年育成センターによる巡回・補導や、市内の危険箇所や不審者出没等の地点を地図上に示し、全戸に配布し協力を得ています。

また、生徒指導総合連携事業を活用し、県内各機関の指導が得られるようサポート会議を行い、地域での見守り活動を推進しています。

【現在の状況】

学校での安全対策を強化する他、地域での子どもの見守り活動等、PTA、補導員、学校・青少年育成センターとの連携により地域巡回補導、パトロール活動を行っています。

【今後の取り組み】

子どもたちが心身とも健やかに成長するためには、大人たちが家庭、地域ぐるみで子どもたちに目配り、気配りする姿勢が感じられる環境づくりが必要であり、今後も引き続き地域での見守り活動を推進していきます。



(3) いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

① 相談・支援体制の充実

学校教育現場や地域等での取り組みを支援していくとともに、児童虐待防止ネットワーク会議を活用し、今までに被害を受けた子どもたちを含めたケア等を行っています。

【現在の状況】

人権を侵害する「いじめ問題」や増加傾向にある「不登校問題」等は、学校教育のみならず、家庭や地域の協力、関係機関との連携のもと相談体制の充実に取り組んでいます。

学校では、子どもたちが不登校に陥らないために、相談しやすい雰囲気づくり、相談室の設置、家庭訪問スクールカウンセラーの配置等の体制を整え実践しています。

また、登校することが困難な子どものために、適応指導教室「阿波っ子スクール」を開設し、学校復帰に向けた支援を行っています。

【今後の取り組み】

学校と家庭の連携、地域社会の協力が円滑に機能するよう学校教育の支援を行っていきます。



7 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

（1）児童虐待防止対策の充実

① 子どもの安全確保の優先と迅速な対応

児童虐待は、猶予を許さない緊急対応が必要となるケースがあることから、子どもの安全確保を最優先課題とし、初期対応に手間取ることがないよう、児童相談所と綿密に連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

【現在の状況】

虐待の発見から対応まで迅速に行うため、夜間休日等の時間外の通報は、通報専用携帯電話に転送できるよう配慮し、児童虐待防止に努めています。

また、児童相談所、学校、警察等関係機関と連携し、虐待防止を図っています。（平成20年度被虐待児：3人）

【今後の取り組み】

今後、各関係機関との連携をより充実し、虐待に対する保護者への対応を、迅速に対応できるよう努めます。

② 組織的な対応の促進

家庭児童相談員等による相談体制について、児童委員（民生委員）、主任児童委員等関係機関との連携を強化する等、充実を図っています。また、通告や発見があれば、直ちに阿波市要保護児童対策地域協議会の関係者で調査を行い、アプローチの方法、機関連携と援助の方法等を協議して対応しています。

なお、保護者への対応や関係機関との協議にあたっては、複数の職員で行い、多角的な視点で対応で判断するよう心がけます。

【現在の状況】

平成17年度に阿波市要保護対策地域協議会を発足し、各関係機関との連携を図っており、平成20年度は2回実施しています。

また、相談者や支援が必要な児童には、電話や訪問相談等により対応しています。

【今後の取り組み】

相談に対して、関係機関の意見を広く求めることにより、よりよい解決策が見つかる可能性があることから、今後も引き続き実施していきます。

③ 啓発活動の充実

虐待等の問題となる要因の発生を予防する観点から、子どもの人権擁護に関する啓発活動に積極的に取り組んでいます。また、虐待防止等に対してどのような相談機能があるか等、市民に対応策をわかりやすく示すことができるよう、広報の充実に努めています。

【現在の状況】

年1回広報誌に掲載し、情報提供に取り組んでいます。

【今後の取り組み】

今後も引き続き、広報・啓発活動を行っていきます。

④ 虐待防止ネットワークの充実

「子どもの虐待」とは、保護者（現に児童を監護する者）が、その監護する子ども（18歳に満たない者）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。「虐待」であるかどうかの判断は、親の認識とは関わりなく、あくまでも子どもの視点で「子ども自身が苦痛を感じているかどうか、虐待を受けたと思うかどうか」で判断します。

たとえ、親にとって「しつけ」であっても子どもが苦痛を感じていれば虐待となります。虐待には複雑な問題が絡んでいるため、児童相談所も含め、1人あるいは1つの機関の努力だけでは解決できないことがあります。

効果的な援助のためには、関係者・関係機関がネットワークを構築し、連携しながら対応していくことが必要不可欠です。

【現在の状況】

阿波市では、児童委員（民生委員）や保育所、小・中学校等福祉、保健、医療、教育関係者等による「阿波市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童相談所への連絡体制や地域の協力体制の整備の充実を図っています。

また、阿波市では子ども虐待が起こらないようにという願いから「オレンジリボン運動」に賛同しています。

「オレンジリボン運動」とは、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広める活動です。オレンジリボンには、子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにという気持ちをこめています。オレンジリボンを広めるためオレンジリボン・子ども虐待防止キャンペーンや虐待防止セミナー等の活動の充実を図ります。

【今後の取り組み】

今後も、家庭、学校、地域と各関係機関の連携、ネットワークをより一層強化し、児童虐待防止の充実を図ります。

(2) 特別な支援を必要とする子どもの支援の充実

① 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもが、それぞれの状況に応じて就学先を適切に選択できるよう、各学校における受け入れ体制の充実を図っています。また、特別な支援を必要とする子どもの就学についての悩みや不安の軽減を図るため、関係機関が連携して相談に応じる総合的な支援ネットワークの充実を図っています。

【現在の状況】

発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童および生徒における支援体制や整備を充実させるため、教育、福祉、医療、保健等の関係機関による、阿波市特別支援連携協議会を設置しました。

【今後の取り組み】

教育、福祉、医療、保健等の関係機関と連携して、「個別の教育支援計画」を作成し、これに基づき、特別な教育的支援を必要とする児童生徒やその保護者に対し、必要なときに必要な支援を実施できる体制を整備します。

② 特別な支援を必要とする子どもの早期治療

福祉、保健、医療等関係機関の連携により、相談機能を充実させる等特別な支援を必要とする子どもの早期対応を図っています。

第4章 施策の展開

また、相談から訓練、療育、保育、学校教育へと指導や情報提供が系統的に行われるシステムを確立し、特別な支援を必要とする子どもの早期発見、早期療育につなげています。

【現在の状況】

特別な支援を必要とする子どもの望ましい成長・発展を促すためには、早期に発見し、できる限り早期から適切に支援することが必要です。

阿波市特別支援連携協議会では、幼児期の就学前段階における支援のポイントを就学する小学校に引き継ぐため「就学支援シート」を作成しました。

【今後の取り組み】

就学支援シートを効果的に活用し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成して、次の進路先への引き継ぎが円滑に行える支援体制の構築を図ります。

③ 地域社会における療育環境の充実

特別な支援を必要とする子どもが安心して暮らしおこし、心身ともに穏やかに育つことができる地域社会の構築を促進する必要があることから、市民の障害に対する正しい知識と理解を得るために、セミナーや広報等を行います。

また、身近なところでも障害児（者）の心身の発達につながる活動に取り組むため、遊び等を通じて障害児（者）と地域との交流を促進するとともに、取り組みを担うことのできる専門的知識をもった人材の育成を支援します。

【現在の状況】

平成19年度に在宅の障害児（者）およびその家族が安心して地域で暮らせるよう、障害のある人に対する地域住民の理解と認識を深めるために、障害福祉の制度や療育支援のための情報を集約した冊子『ともだち～障害があってもだいじょうBOK～』を作成し、関係機関等に配布しました。

平成20、21年度に、発達障害児（者）に対して、ライフステージに応じた一貫性のある支援を的確に行うための事業として、保護者に対する研修会や関係機関の職員に対する研修会等を実施してきました。

【今後の取り組み】

障害のある子どもが安心して暮らしおこし、心身ともに伸びやかに育つことができる地域社会の構築のため、小冊子等の配布やセミナーの開催により市民の障害に対する正しい知識の習得と理解を促します。

④ 障害児（者）の立場にたった自立支援

支援費や補装具等をより効果的に支援するために、プライバシーに十分に配慮しながら各担当課と連携して子どもの家庭環境や成育経過等の把握に努めます。また、保護者に障害がある場合については、十分その家庭の状況を考慮した上で、慎重かつ適切な対応を行います。

【現在の状況】

在宅の障害児（者）に対する支援として、障害児福祉手当の支給、障害福祉サービス（居宅介護、児童デイサービス、短期入所）の支給、補装具費の支給、日常生活用具の給付、移動支援、日中一時支援、重度心身障害者等医療費助成、心身障害児（者）在宅介護等支援事業等を行っています。

また、平成20年11月に吉野川市と広域で自立支援協議会を設置し、医療機関・障害者施設・特別支援学校・関係行政機関が構成員となり、情報の共有・連携により相談事業の充実を図っています。

児童デイサービスについては、利用者は増加の傾向にあります。

日中一時支援事業を希望する人は増えていますが、定員枠内での指定のため、希望に応じられないこともあります。障害のある子どもの放課後の居場所の充実が求められています。

移動支援事業では、地域の実情に合った支援の充実を図っていますが、利便性の向上が求められています。

【今後の取り組み】

サービスの支給決定については、関係機関との連携をとりながら、特に障害児（者）の場合は、子育て支援課、家庭児童相談室、委託相談支援事業者、保健師等が障害児（者）を取り巻く家庭の状況等の情報を共有し、本人だけでなく、その家族を含めた支援体制を確保するように努めます。

障害者に対するサービスについての周知、普及を図るとともに、利用者のニーズに対応できる支援体制の確保に努めます。

(3) ひとり親家庭等の自立支援

① 児童扶養手当支給事業

父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭において、生活と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給しています。

【現在の状況】（※平成21年度まで）

母子家庭に対して、児童が18歳に達した年度末（政令で定める障害のある児童の場合は20歳）まで児童扶養手当を支給しています。

ただし、公的年金（老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受ける資格を持っている方はこの手当を支給できません。

【今後の取り組み】（※平成22年度から）

法の改正により、現行の手当支給にひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を図るため、父親家庭の児童に対する児童扶養手当が支給されることになります。

これにより、児童を監護・養育するひとり親家庭に対する福祉の増進の充実を図ります。

② ひとり親家庭等入学祝金事業

児童の健全な育成のため、ひとり親家庭等の児童の入学に際し、祝金を支給しています。

【現在の状況】

小学校もしくは中学校または特別支援学校の小学部・中学部に入学する児童に入学祝金を支給しています。

【今後の取り組み】

今後も事業は継続して実施し、児童の健全育成に努めます。

③ 母子家庭自立支援給付事業

母子家庭における母の就業能力の向上と求職活動の促進を図り、安定した生活を営むためには、技術の習得や資格の取得が必要となる場合があります。

そういう際に、技術の習得や資格の取得にかかる費用を助成しています。

【現在の状況】

＜母子家庭自立支援教育訓練給付金事業＞

あらかじめ指定された教育訓練講座を受講した場合、その受講料の一部を助成しています。

＜母子家庭高等技能訓練促進費等事業＞

看護師・介護福祉士等の資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合、手当を支給しています。

また、入学時における負担を軽減するため、入学支援修了一時金を修了後該当者に支給しています。

【今後の取り組み】

今後、事業は継続して実施するうえで、平成22年度父子家庭の児童扶養手当支給事業を施行後、国等の制度の動向により父子家庭等の事業拡充を検討します。

④ 母子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立目標、支援内容等について自立支援計画を策定しています。

【現在の状況】

自立・就労に対する意欲のある児童扶養手当受給者に対し、自立支援計画書を作成し、ハローワークにおける支援メニューの選定および実施へつなげ、自立・就労に向けた支援を実施しています。

【今後の取り組み】

今後も継続して実施します。

ハローワークとの連携を図り、該当者に対する自立・就労支援を充実します。

⑤ 母子生活支援施設における生活および自立支援

離婚等により生活や児童の養育が困難となった母子家庭に対して、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活や子どもの養育上のさまざまな支援を行うことが必要です。

18歳未満の児童のいる母子家庭において施設利用を希望する場合は、各関係機関との連携により入所できるように努めています。

【現在の状況】

法の規定に基づき、母子保護の実施決定をし、施設入所への支援を行っています。

また入所後、施設、関係機関と連携し母子の自立支援を行っています。

【今後の取り組み】

今後も継続して実施します。

自立支援に向けた相談業務の充実を図ります。

⑥ 母子自立支援員等による相談事業

母子寡婦福祉団体や地域の児童委員（民生委員）等と連携し、母子家庭および寡婦の日常生活における、さまざまな相談にきめ細かく対応するとともに各関係機関との連携を図っています。

【現在の状況】

母子寡婦福祉資金の貸付相談、受付および償還指導、また医療および保健衛生に関すること、児童の養育および教育に関すること、職業能力の向上および求職活動の支援に関すること、母子自立支援プログラムの策定に関すること等、母子家庭や寡婦の福祉増進を推進しています。

【今後の取り組み】

今後、制度の改正等による事業の推進について、各関係機関と綿密な連携をとり実施します。

第5章 目標事業量

1 目標事業量

本計画に掲げられた事業のうち、保育サービスと主要な子育て支援サービスについて、計画の終了年度である平成26年度における目標事業量を設定しました。

設定にあたってはニーズ調査結果を基に算定した平成29年度における推計ニーズ量と、これまでのサービス利用実績や今後の供給体制を勘案しました。

(1) 平日日中の保育サービス

① 3歳未満児の保育

認可保育所の平成20年度の利用者数は309人となっています。

平成26年度の目標事業量を312人と設定しました。

3歳未満児の日中の保育	平成20年度利用者数	平成26年度目標事業量
認可保育所（人）	309	312

② 3歳以上児の保育

認可保育所の平成20年度の利用者数は384人となっています。

平成26年度の目標事業量を333人と設定しました。

3歳以上児の日中の保育	平成20年度利用者数	平成26年度目標事業量
認可保育所（人）	384	333

第5章 目標事業量

(2) 夜間帯の保育サービス(延長、夜間、深夜、早朝等)

延長保育事業の平成20年度の利用者数は23人となっています。平成26年度の目標定員は30人と設定しました。

夜間保育事業の平成20年度の利用者数は0人となっています。平成26年度の目標定員は10人と設定しました。

トワイライトステイ事業の平成20年度の利用者数は1人となっています。平成26年度の目標定員は3人と設定しました。

夜間帯の保育サービス (延長、夜間、深夜、早朝等)		平成20年度 利用者数	平成26年度 目標事業量
延長保育事業	実施か所数	11	10
	利用者数(人)	23	30
夜間保育事業	実施か所数	0	1
	利用者数(人)	0	10
トワイライトステイ事業	実施か所数	1	5
	利用者数(人)	1	3

(3) その他

他の事業については、以下のように目標事業量を設定しました。

他の保育／事業		平成20年度 利用者数	平成26年度 目標事業量
休日保育事業	実施か所数	0	1
	利用者数(人)	0	20
病児・病後児保育事業	実施か所数	0	0
	利用者数(人)	0	0
放課後児童健全育成事業	実施か所数	7	7
	利用者数(人)	259	259
一時預り事業	実施か所数	11	10
地域子育て支援拠点事業	実施か所数	2	2
ファミリー・サポート・センター事業	実施か所数	0	1
ショートステイ事業	実施か所数	1	6

第6章 計画の推進

1 計画の周知

本計画を推進するためには、住民の理解と参加が不可欠です。実施状況等に関する情報を、少なくとも毎年1回、広報やホームページ等により市民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、市民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

2 庁内推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもとに、毎年度ごとにその実施状況を把握・点検・評価を行い、必要に応じて計画内容の見直し等を含めた検討も行います。

3 市民・関係団体等との協働体制

計画の推進状況に関する情報を共有化し、施策・事業の評価、円滑な実施への提言をいただくとともに、地域における実践につなげる等、住民・関係団体等との協働により推進します。



第7章 参考資料

1 阿波市の花・木・鳥

(1) 市の花：コスモス



市内各地に多く栽培されており、開花期間も長く、清楚で可憐な花です。

また、花言葉は愛情、語源（COSMOS=宇宙・世界・調和）より阿波市の調和のとれた発展を願いたいということから選定されました。

(2) 市の木：ケヤキ



大地にしっかりと根を張り、放射状に大きく枝の伸びる姿は雄大で、力強く大空へ向かって成長していく姿は、未来を見据え、伸びゆく阿波市にふさわしいということから選定されました。

(3) 市の鳥：ウグイス



昔から人々に身近で親しまれ、春の訪れを感じさせる美しい鳴き声は、市民の伝統的な芸術・文化の創造を象徴し、明るく安らぎのあるまちづくりを表す鳥としてふさわしいということから選定されました。

2 用語解説

■児童

児童福祉法においては、児童を、乳児（満1歳に満たない者）、幼児（満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者）、少年（小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者）に区分している。

学校教育法における児童とは、小学校の課程・特別支援学校の小学部の課程に在籍して、初等教育を受けている者をいう。6歳から12歳までの人が多い。

■1.57ショック

1990（平成2）年の1.57ショックとは、前年（1989（平成元）年）の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

■ニート

厚生労働省が2004年に発表した労働白書のなかで、「労働者・失業者・主婦・学生」のいずれにも該当しない「その他」の人口から、「15～34歳」までの若年者のみを抽出した人口（若年無業者）が、同年出版された玄田有史の著書において「NEET=ニート」と言い換えられ、以後、マスメディア等を通じて一般にも知られるようになった新語である。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数。

■乳幼児等医療費助成対象年齢

○12歳未満：満12歳の誕生日の前日の属する月の末日までのこと。

○小学6年生卒業：12歳に達した日以後の最初の3月31日までのこと。

第7章 参考資料

「阿波市次世代育成支援対策行動計画策定協議会設置要綱」

（設 置）

第1条 阿波市において、次世代を担うすべての子どもを育成支援する対策を、集中的・計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に伴う検討を行うため、阿波市次世代育成支援対策行動計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 前号のほか行動計画を策定するために必要な事項に関すること。

（組 織）

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

（委 員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療・教育関係者
- (3) 関係団体の代表者その他市長が必要と認めるもの

（任 期）

第5条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第6条 協議会には、会長および副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議には、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉事務所子育て支援課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は公布の日から施行する。
- 2 この要綱による第1回の協議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 この要綱は、協議会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

第7章 参考資料

次世代育成支援対策行動計画策定協議会委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	沖津 正紀 [会長]	民生児童委員連絡協議会会長	福祉関係者
2	岡山 千賀子[副会長]	徳島文理大学人間生活学部児童学科講師	学識経験者
3	大久保 卓	医師会会長	医療関係者
4	廣海 美穂子	民生主任児童委員代表	福祉関係者
5	岡本 道子	社会福祉協議会事務局長	福祉関係者
6	中谷 守	P T A 連合会会长（林小）	関係団体
7	中川 千寿	幼稚園P T A代表（林幼）	関係団体
8	大西 真弓	児童館保護者代表（大俣児童館）	関係団体
9	富永 靖代	放課後児童クラブ代表（御所小）	関係団体
10	岡田 厚子	保育所保護者会代表	関係団体
11	藤川 仁美	学童保育指導者代表（伊沢キッズ）	関係団体
12	一村 傑枝	子育て支援団体（パンダ）	関係団体
13	原田 成代	子育て支援団体（吉野なかよしキッズ）	関係団体
14	十川ゴム株徳島工場	一般企業事業者	関係団体
15	倉橋 佳英	吉野川保健所長	関係団体
16	吉本 憲二	中学校校長会会长（土成中）	教育関係者
17	近藤 理	小学校校長会会长（八幡小）	教育関係者
18	兼松 満	幼稚園園長会会长（土成中央幼）	教育関係者
19	井上 和栄	保育事業協議会会长（柿原保）	福祉関係者

阿波市
次世代育成支援行動計画

【編集・発行】
阿波市 市場支所 健康福祉部
福祉事務所 子育て支援課

〒771-1695
徳島県阿波市市場町市場字上野段 385 番地 1
TEL 0883-36-6813
FAX 0883-36-5113



元氣いっぱい
子どもの笑顔咲く
まちづくり

